

第1回中海自然再生協議会（設立総会）

2007年6月30日 15時～17時20分 鳥取県西部総合事務所

参加者：委員42名、オブザーバー2名、傍聴者33名、報道関係者6名

欠席者：委員17名

「議事要旨」および「協議会の概要」

【資料】

- ・ 協議会委員名簿および出欠
- ・ 中海自然再生協議会設立までの経緯（当日配付資料）
- ・ 中海自然再生協議会規約（2007年6月30日施行）
- ・ 中海自然再生協議会運営細則（2007年6月30日施行）

議事要旨および協議会の概要の作成について

本設立総会で認められたように、本協議会においては協議会全体の記録については録音資料として残し、所定の場所で公開することとした。「議事要旨」および「協議会の概要」については、事務局の責任で作成、委員に配布して確認した後に、記録としてホームページに掲載するという方式をとることとした。

「議事要旨」

- ・ 中海自然再生協議会第1回協議会（設立総会）を2007年6月30日（土）に鳥取県西部総合事務所で行った。別記の公募委員、専門委員および行政・公共団体委員が出席した。
- ・ 協議会委員について2007年4月16日～5月15日で公募を行った結果、団体・法人3、個人36の応募があり、また、専門委員については自然再生センターから9名が推薦された過程について設立準備会事務局を務めた自然再生センター相崎守弘事務局長から報告があり、これらの方々を協議会委員とすることを参加者全員で認め、中海自然再生協議会を成立させた。ついで、協議会事務局を務めることになった相崎委員から会長・会長代理の選出について諮ったところ、立候補者はなかったことから、準備会から会長に高安克己委員（島根大学副学長）、会長代理に船越元熙委員（自然再生センター副理事長）が推薦され、承認された。
- ・ 事務局の相崎委員から、あらかじめ配付されていた規約案および運営細則案についての説明があり、会長の司会のもとで審議を行った。この結果、一部の加筆・修正を行い、規約および運営細則が決定された。
- ・ 規約案および運営細則案については、個人会員と法人会員の種別、合意形成のあり方、

対象とする区域の限定、部会についての考え方などについての質疑・討論があり、規約案および運営細則案を一部修正して承認した。

- ・ 部会については3つの地域部会と3つの専門部会が承認され、世話人を決定し、次の協議会までに具体的な活動内容案を提出してもらい、検討することになった。
- ・ 協議会はおおよそ2ヶ月ごとのペースで行うことを申し合わせ、今回は8月25日に開催することを決定した。なお、協議会の活動として勉強会や現地見学会を協議会としてのみならず自然再生センターなどと共催するなどして、積極的にとりくむことになった。主催、共催などについては会長と事務局で相談し、適宜判断して行うこととした。
- ・ 事務局から議事録の作成について、全議事の内容を録音記録から復元して掲載するのは多大の労力を要し、経費もかかることから、全録音記録を代わりとして保存し、公開すること、また、議事要旨とともに協議会の審議の概要を文章化して公開する、という方式を取りたいとの提案があり、了承された。また、協議会のホームページを早急に開設し、これらを掲載し、公開することとした。
- ・ 国土交通省出雲河川事務所の土江清司副所長から閉会の挨拶があった。

「協議会の概要」

★平成19年6月30日（土）15時～17時、鳥取県西部総合事務所で開催された。参加者は委員 名および傍聴者 名であった。なお、これに先立って伊達善夫氏（島根大学名誉教授）による記念講演「宍道湖・中海干拓淡水化事業をふりかえって」（13～15時）が行われた（講演内容については別に掲載）。

★ 第1回協議会（設立総会）は、会長・会長代理を選出するまでは、事務局を担当してきたNPO法人自然再生センター事務局長の相崎守弘が司会を担当した。

1. 自然再生センター徳岡隆夫理事長の開会挨拶

このような会を設立できるに至ったことを慶んでいます。最初に設立準備会のことについてお話しします。最初は私たち自然再生センターが準備会を立ち上げることについてよろしいでしょうかということをお聞きいただきましたが、とくに反対という声はありませんでしたので、これまでに5回の準備会をお世話してもらい、最後の第5回準備会で公募委員の募集を行い、今日に至ったというわけです。このなかで、私たちは協議会の事務局的な役割を果たす用意があるということを表明し、どこまでできるかはわからなかったのですが、やろうという決意を表明してきた次第です。つい最近、全国の19ある自然再生協議会の知り合いの方々がおられるところに呼びかけて、7つの自然再生協議会から参加をいただいて「全国自然再生協議会の集い」というのをこの米子で開催しました。これは大変実りの多い集いでしたが、さまざまな活動をお聞きするなかで、私たちも多少はやっていけるかなという気持ちがありました。これまで全国で設立された19の自然再生協議会は、その多くは行政が主体となって設立されているようですが、ここで設立しようとしているのは、それらとは異なって、NPO法人、

市民、県、市、町および国のいくつかの行政機関が集まっていて、その中で私たちの NPO がかなりの役割を果たしたいといっているわけで、このような形はこれまでの協議会でいけばかなり珍しい形ではないかと思えます。これがどこまで成功するかはまったくわかりませんが、やはり協議会のあり方としては、このようなスタイルが望ましいのではないかといまは考えています。このことを申し上げて、これから新しいスタートラインにたってすべてをここで決めていただくということです。どうかそのつもりで、皆さんが自由な討論をしていただければと思います。最初に挨拶をさせていただき、ありがとうございました。

2. 鳥取県西部総合事務所上場重俊所長挨拶

中海自然再生協議会の設立総会が開催され、おめでとうございます。設立総会に至るまでのご尽力された皆様方に心から敬意を表します。また、この会議場に多数の島根県、島根大学の方々に来ていただいて光栄に思います。私は、この 3 月まで 2 年間、鳥取県庁で、中海の問題すべてを所轄する企画部長をしておりまして、4 月からこちらの西部総合事務所へ赴任しましたが、この総会に出席できて感慨深いものがあります。先ほどの伊達先生の講演にもありましたように、中海の問題は戦後の食料不足から始まったことです。現在は食料の 6 割を輸入にたより、飽食の時代となり、その結果、窒素やリンがすべからく川や海に流されている現実があります。中海の干拓淡水化の問題では当初から島根県と鳥取県の立場が異なっていて、そういった原点があったわけです。今日ここにいろいろな立場、職業の人々が集まっています。中海は二つの県にまたがっていて、行政の面で 4 市 1 町にわたっています。これは他の湖沼にない特徴をもっており、全国の他の自然再生協議会に比べて特筆すべきものだと思います。そうしますと、中心になっていただいた自然再生センターの方々、ここに集った私達が力を合わせていくことが、子々孫々のためにも大切な務めだと思います。2 年前に船越さんが、「中海未来 21」を立ち上げられ、相崎先生らと勉強会を立ち上げられ、後に自然再生センターにたどりつかれましたが、ゆっくりではありますが、着実に今日に至っています。先般、この県西部総合事務所 320 人いる職員のうち約半数で中海の問題に関し勉強会を開催しました。今後も私達も住民と一緒に中海を大事にしていきたいと思えます。どうかこの協議会が着実に進んでいくことを祈念して挨拶と致します。

3. 委員候補の選出過程と委員の紹介

司会（相崎）より協議会委員について 2007 年 4 月 16 日～5 月 15 日で公募を行った結果について別記のように報告された。応募は団体・法人 3、個人 36 で、計 39 名。また、専門委員については自然再生センターから 9 名が候補者として推薦された。専門委員としてはさらに設置が予定されている 3 つの地域部会（崎津、彦名・安倍、飯梨川）から各 1 名を候補者として加える（現時点で未定）ことが説明された。行政・公共団体委員としてはこれまでに別紙に示された 12 の機関から委員および担当者があったこと、および別紙に示された 2 つの機関からはオブザーバー参加の意向であることが報告された。

以上の候補者および機関については異議なく、初年度の協議会の構成が承認された。その後、各委員から簡単な自己紹介がなされた。なお、委員については HP で公開することになるが、個人名のみとするとの説明がなされた。

4. 中海自然再生協議会の設立に至るまでの経過報告

自然再生センターの相崎守弘事務局長より、資料（別紙）をもとに報告がなされた。平成14年に自然再生推進法が制定されたのがきっかけとなり、この法律に依拠して中海で、とりわけ汚れがひどい米子湾をなんとかできないかという考えから、2005年3月に「米子湾の自然再生に向けた勉強会」準備会の設立を相崎・船越が呼びかけ、同年4月から06年3月まで12回の勉強会が行われ、このなかで自然再生協議会の活動をサポートする受け皿として自然再生センターを06年4月に立ち上げ、2007年4月にNPO法人化した経緯が説明された。この過程で、中海・米子湾周辺地域を対象とした自然再生協議会設立準備会を関係する行政機関に呼びかけることとし、2006年8月から2007年2月までに4回の準備会を実施した。第4回準備会では名称を中海自然再生協議会設立準備会と変更し、規約案を作成した上で、委員の公募を2007年4月16日～5月16日として、広報活動を行うこととした。第5回準備会は07年5月19日（土）に行い、公募委員の募集状況や協議会での対象範囲、規約案の修正、設立総会を6月30日とすることを決め、関係行政機関・地方公共団体への参加要請を行うこととし、今日の設立総会に至った。なお、資料には掲載していないが、5月25日には米子において全国自然再生協議会の集いを自然再生センターがよびかけ、7つの自然再生協議会などからの参加を得て、全国的な交流を深めることができたことがあわせ報告された。

5. 会長、会長代理の選出

司会の相崎により会長と会長代理の選出を行うので参加者に立候補などを求めたが、なかったことから、第5回設立準備委員会で話が出ていたように、会長に高安克己さん（島根大学副学長）、会長代理に船越元熙さん（自然再生センター副理事長）が事務局より推薦され、異議なく了承された。（なお、両名の挨拶以降の司会は会長および会長代理による）。

6. 会長および会長代理の挨拶

高安克己会長

会長に選出されて、とても責任を感じています。さきほどの伊達先生のお話にもありましたように、中海の問題は私が生まれる以前から問題があったということで、私自身も大学の研究室時代には、中海のことに関わって研究をしてきましたが、いまから思いますと、先生の云われるように、国の公共事業は一度決めるとそれを中止することは出来ないという厳しい制約があったなかで、住民の方々がいろいろと心配され、こういう事業をやってはまずいということを感じられて、全国でもまれな干拓淡水化事業の中止ということまでこぎつけたということです。それで、そのあとをどうするかということで、地元でもいろいろと考えてきたわけですが、いい方法が見つからないまま数年がすぎたということ。たまたま自然再生法推進法という法律ができ、この法律の

もとで、地域の方、行政を含めて、皆が一緒になって中海の再生に取り組もうという機運が生まれたということだと思います。私も改めてこの法律を読み返してみましたが、非常によく出来た法律だと思います。この法律がこのとおり実行されれば日本の自然や生活も随分と変わって行くことになると思います。この法律の中では、一度決めて始めたことでも、具合の悪いことがでてくれば、やめるほうがよければやめるということがちゃんと書いてあります。それからどのような自然が地域にとって必要なのか、それは行政が決めるのではなく、地域の住民が話し合っただけで決めるのだということが書いてあります。皆が同じ立場で円卓を囲んで会議を行い、どういう自然を子々孫々に伝えていくかについて住民参加で考え、プランをつくっていくのだと書いてあります。このような法律は世界にもあまりない例がないと思います。他にも自然再生協議会はありますが、とくにこの中海自然再生協議会は、住民主体で始まったもので、他にはない自然再生の取り組み方だと思います。これが成功すれば、日本のなかでも、あるいは世界のなかでも非常に重要な例になると思っています。決してこれまでの住民運動の延長でもなく、また国がこれまで考えてきた公共事業の考え方とは違って、まったく新しいものを作っていくもので、住民および国の責任は重いと思います。とくにこの会議に参加されている委員の方々の責任は非常に重たいものがあります。そういうなかで会長をお引き受けすることになり、大学で副学長をやるよりももっと責任が重いことをいまひしひしと感じています。時間をかけてゆっくりと進めていくこと、目標をきちんと定め、その定めた目標を皆さんと共有するということを前提として、是非いいものにしていきたいと思っています。皆さんのご協力をお願いする次第です。

船越元熙会長代理

会長が言われましたように、時間がかかっても成果を出して行きたいと思っています。成果ができるということは環境がよくなるということですが、それだけではなく、この地域で、住民、県、市、町および国の行政機関、大学が、中海の自然の再生のためにある方向をだして、それに向かって一緒になってなにかをやっていくということがおおきなアウトプットではないかと思っています。そういう意味で、円卓会議というのは時間がかかって、まどろっこしいところがあるかもしれませんが、頑張っていきたいと思っています。皆様にもどうかおつきあいをよろしく申し上げます。

7. 議事

高安会長の司会の下で議事を進行した。配布された規約案および運営細則案について自然再生センター事務局長の相崎から説明された。提案された案は、これまでに成立している18の自然再生協議会の規則とほとんど変わらない内容であるとの紹介があった後に、逐条ごとに説明された。審議の結果、一部を修正した上で、規約および運営細則が承認された(別途掲載)。

主な質疑の内容は以下のとおりである。

★(協議会の構成メンバーについて) 第6条の協議会の構成について配布された委員名簿

では自然再生センターのメンバーは個人として加入しているが、設立準備会で協議会の呼びかけを行った経緯を踏まえれば法人としても委員に加わるのが良いのではないかと指摘があり、再生センターとしてはとくに異存があるわけではないとの説明があり、NPO 法人再生センターを代表して徳岡理事長が委員として加わることにした。

★（規約中にある「合意により」、「合意を得て」などの意味について）具体的な再生計画については意見がぶつかることも考えられるが、その場合、合意とは何かについて考えておく必要があるのではないかと提起に対して、協議会は議決機関ではないので、多数決で決定していくようなことはなく、他の自然再生協議会でもそのようにされていること、いろいろと意見を述べ合い、また会長がいろいろな場を作って意見交換を行う中で、会長が全体の雰囲気として合意が得られたと判断された場合に、合意に至ったとする考え方であるとのべられた。多数決で決を採るという方法は取らないという考え方が強調された。会長からも、やはり時間をかけても皆さんが納得する形で進めたいこと、もし決めことに疑義があれば、十分に理解をして時間をかけてやっていったほうが良いこと、さらに、もしどうしても決めなければならないことが起こるとすれば、その決め方について議論してもらいたいとの意見が示された。提案者からも、委員の方がいろいろ意見を出し合い、十分に議論をつくして合意にもっていくことが大切だとの意見が表明された。さらに、会長から、自然再生推進法は憲法のようなものであり、自然再生の基本方針が書かれていること、これに沿って我々のやっていることも妥当かどうかということが判断基準になるとの考え方が述べられた。

★（第3条の対象区域について）対象区域を中海とし、当面の対象としていくつかの区域があげられているが、対象区域が広がればその度に第3条を変えていくことになるのかとの質問があり、事務局から「第3条の対象区域については、霞ヶ浦の例でいうと、非常に限られた地域で協議会作っている。この協議会は、これまでの設立の経緯があり、これまで、特に米子湾地域を対象としてという形で合意してやってきている。また、部会についても後で審議してもらうことになるが、具体的にどのような地域をどのようにしたいかという具体的な要望を持って行動をしている団体があり、そのようなところを優先する意味でこのような内容になっている。ただこの場で、他の地域についても、具体的にこのような形で動いていくという団体の意思表示があれば、いまの段階で直して置いたほうが良いと考える。」と補足説明がなされた。この後、いくつかの意見が出され、それらを踏まえて議長から以下のようにまとめられ、拍手で変更が承認された。『第3条第1項は、協議会で検討する自然再生の対象区域は中海全域とする。2項は、当面の事業対象区域として中海の弓浜半島沿いの湖岸と沖合い、米子湾、および安来市から東出雲町にかけての湖岸と沖合いおよびこれらの水域に影響を及ぼす陸域と水域とする。第3項 右の対象区域については本協議会の議を経て追加、改定することができる。』

★（第9条の解任の具体的ケースについて）議長から「第9条第2項に例が示されているが、自然再生推進法では、非常に細かく、さまざまな例が書かれていて、協議会の運

営に著しく支障をきたす場合と認められた場合などであり、これで分かるのではないかと説明があり、了解された。

★（第12条2の委員およびオブザーバーは部会に所属することができる、および運営細則第2条の各部会について）部会への加入は任意に所属できるのか、細則で3つの地域部会と3つの専門部会が決められているが、これらの内容、追加などの扱いについての質問・意見が出された。事務局から、部会については部会のメンバーで決めることになり、協議会に参加していない人でも入ることができる、また、委員の場合は意思表示すれば、入れるという考え方（ただし、委員が部会に属さなければならないということではない）であるとの説明がなされた。また、細則については、地域部会の範囲や専門部会の取り扱う分野について、さまざまな意見が出されたが、細則についてはそれぞれの部会において検討され、修正・加筆があればそれらを協議会に提案してもらえばよいという説明がなされ、部会についての運営細則の表現は原文のまま合意された。

★（部会の世話人について）事務局原案が示され、以下のように承認された。なお、以下のメンバーは部会長ということではなく、部会を確立するための世話人として承認されたものである。

彦名・安倍地域部会	船越元熙
崎津地域部会	渡部敏樹・谷野彬成
飯梨川流域部会	木村好勝・武田 研
データベース専門部会	相崎守弘（および鳥取県・島根県・国土交通省に選出依頼）
全体構想検討専門部会	徳岡隆夫・増田広利・国井秀伸
水環境専門部会	中尾 繁・清家 泰・山口啓子

★（次回以降の開催予定などについて）事務局より、次回協議会8月25日（土）13時、鳥取県西部総合事務所で開催することとした。

★いろいろな情報の共有については、協議会のみでは十分にできないので、認識を深めるため勉強会や現地見学会を協議会とは別に開催すること、これらについては、協議会が開催するのみではなく、自然再生センター等と共催もしくは便乗するなど、さまざまな形でやっていくということで了解された。ついで、議長（会長）から、「自然再生推進法にも謳ってありますが、後継者の養成とか地域の子供達への教育が、とても大事であり、積極的に取り組むことになっているので、これらにも配慮していただき、企画の中に盛り込んでもらいたい」との要請があり、承認された。

★飯梨川一斉生物調査（7月29日開催）について木村委員からの紹介があった。

★協議会の公開等について事務局から以下のような方式をとりたいとの説明があり、了承された。これからすみやかにホームページを立ち上げ、設立協議会で決定されたことなどについて公開する。議事録は、他の協議会の例をみると、発言内容すべてについてテープ起こしをして、ホームページに掲載している例があるが、このような作業は大変であるの

で、この協議会においては議事要約案を事務局で作成し、参加委員の承認を得た後に公開、あわせて全録音記録を議事録に代わるものとしてホームページに残すという方式をとりたい。

高安議長のとめ

先ほど提案があった今後の勉強会などについてですが、主催や共催する場合について、どこで決めるかですが、いちいちこの協議会に諮って決めるのは現実的には無理なので、原則として委員から提案があった場合には、会長と事務局の判断で、共催等を決めさせていただきたいと思います。また、それぞれの部会などで頑張っているいろいろな催しものを独自に、どんどんやってもらいたいと思います。これで用意した議題はすべて終了しました。15分ほど超過しました。ご協力ありがとうございました。(拍手)

8. 閉会挨拶（国土交通省出雲河川事務所土江清司副所長）

中海自然再生協議会の設立総会で最初から熱い議論がなされましたが、次回からの協議会も楽しみです。中海自然再生協議会は、高安会長、船越会長代理のもとに、今日から動き出すわけですが、これまで中海の再生にはいろいろな人が水質や生物について、さまざまなアプローチをされてきましたが、中海に対する思い、良くして行こうという願いは一つだと思います。今後この協議会のもとで、皆様が集われて、連絡調整あるいはこのような熱い議論をして、よりよい中海を作っていければと考えています。宣伝ですが、出雲河川事務所と日野川河川事務所とで米子市役所前の加茂町ビル内に中海・日野川情報広場を開設しています。中海に関する情報についても公開しています。今後、内容を充実させて情報提供の場にしていきたいと思いますので、ぜひお寄りください。これまで、この協議会の設立準備に関わってこられた自然再生センターをはじめとする方々、本当にご苦労さまでした。この場を借りてお礼を申し上げます。

なお終了後、18時より米子コンベンションホール内のルポルトで交流会が行われた。

(以上)

第2回中海自然再生協議会

2007年8月25日 15時～16時20分 鳥取県西部総合事務所

「議事要旨」および「協議会の概要」

【資料】

- ・中海自然再生協議会運営細則変更案
- ・中海自然再生協議会 委員名簿および出欠表

「議事要旨」

- ・中海自然再生協議会第2回協議会を2007年8月25日（土）に鳥取県西部総合事務所で行った。別記の公募委員、専門委員および行政・公共団体委員が出席した。
- ・委員の変更と追加について、環境省米子自然環境事務所がオブザーバーから行政・公共団体委員への変更、公募個人委員の追加について中山恭彦氏が承認された。
- ・各部会（安倍彦名部会、崎津部会、飯梨川部会、全体構想検討専門部会、水環境専門部会、データベース専門部会）からの報告があり、それぞれ部会長、部会長代理、事務局についての提案がなされ、承認された。全体構想検討専門部会からは年度内に構想案作成の計画が紹介された。
- ・環境教育専門部会の立ち上げについての提案があり、承認された。具体的な内容については次回協議会に提案予定。
- ・環境教育専門部会の新設等についての運営細則の変更が提案され、承認された。組織運営について、今後の開催案内等の通知を原則メールとすること（郵送希望者は申し出）、議事録はホームページには議事要旨のみを掲載、録音記録は白濁サロン等所定の場所で公開、利用できる方式に変更することが事務局より提案され、了承された。
- ・第3回協議会は10月27日（土）、鳥取県西部総合事務所にて15時から開催、勉強会については13時からとし、全体構想案についての討論等を予定する。

「協議会の概要」

- ★2007年8月25日（土）15時～16時20分、鳥取県西部総合事務所で開催された。参加者は委員 名および傍聴者 名であった。協議会終了後には自由討議の時間をもち、17時に終了した。なお、協議会に先立って中尾 繁氏（北海道大学名誉教授）による記念講演「北海道鵜川河口の人工干潟試行」（13～15時）が行われた（講演内容については別に掲載）。
- ★ 議長の高安会長により、配布された第1回協議会（設立総会）の議事要旨の確認が諮られた。また、協議会 HP に議事要旨および協議会の概要の掲載が紹介された。
- ★（議題1：各部会の報告及び部会長、部会長代理及び事務局の承認）
資料をもとに、各部会について設立総会で指名された世話人から以下のように報告がな

され、組織体制が承認された。

- ・安倍彦名部会：7月28日に会議を開催し、組織体制を以下のように提案することとした。部会長 中村豊彦（中の海1区自治会長）、部会長代理 向井哲朗（彦名の環境を考える会会長）、事務局 船越元熙。9月9日に現地見学会を予定。
- ・崎津部会：8月11日に会議を開催し、組織体制を以下のように提案することとした。部会長 賀戸哲也、部会長代理 渡部敏樹、事務局（株）エコマ商事（谷野彬成）。
- ・飯梨川部会：8月19日に会議を開催し、組織体制を以下のように提案することとした。部会長 三島利夫、部会長代理 武田 研、事務局（有）リンケージ内。安来市から補助金が出て、飯梨川の岸辺で事業を行ったことが報告された。
- ・中海自然再生全体構想検討専門部会：8月18日に会議を開催し、組織体制を以下のように提案することとした。部会長 国井秀伸、部会長代理 増田広利、事務局 自然再生センター。10月予定の協議会までに第一次案を作成し、討議、12月協議会に第二次案作成と討議、来年3月の協議会で最終案を提示し、採択を目標に取り組む。
- ・水環境専門部会：8月22日に会議を開催し、部会の目的を討論、組織体制を以下のように提案することとした。部会長 中尾 繁、部会長代理 山口啓子、事務局 自然再生センター。なお、活動方針5）新たな水質浄化法の内容説明については、伏流水の文言を削除し、浄化の手法には色々新しい方法があるということを共通認識とすることとした。
- ・データベース専門部会：作業部会であるので、とくに会議を行っていない。世話役として相崎守弘、実際の作業は中山が担当するとの報告がなされた。

全体構想と各地域部会の構想との関係については、両者の整合性がとれなくなったりした場合にどうするのかなどについての討論がなされた。全体構想の部会は案を作成するのであり、それを討議し、決めるのは協議会であるので、そこで討議を行って詰めて行けばよいとの説明がなされた。各地域部会についても、それぞれ独自に方針を決め、活動するのは当然のことだが、走り出す前に協議会においても討議をして、全体のこととして進めるということで、両者の関係についての理解を深めることができた。

★（議題2：環境教育専門部会の立ち上げについて）

資料にもとづいて事務局より説明があり、自然再生推進法においても環境教育を推進することが明記されていることが付け加えられ、鳥取県西部でこのことについて要請を受けた田守委員から提案理由が説明され、承認された。鳥取県東、中部では子供、一般への環境についての勉強会が進んでいるが、西部ではまだで、いくつかの小中学校からの要請があること、協議会のなかには適当な講師を務められる人材も多いので、ぜひ行ってほしいとの意見が述べられた。自然再生センターとしては島根大学のインターンシップとして学生を受け入れて環境教育の立案、担当、実施について検討する案が示された。

また、米子水鳥公園での環境教育などの実績が紹介され、協力の可能性が述べられた。具体的な内容については次回協議会に提案することとした。

★（議題3：運営細則の変更について）

資料にもとづいて変更案が示され、承認された。変更点は環境教育専門部会の新設とその内容の記載、各部会の事務局の所在の記述を加えること、委員会という呼称はすべて部会に統一する、である。

★（議題4：委員の変更と追加）

以下について承認された。

- ・オブザーバーから行政・公共団体委員への変更：環境省米子自然環境事務所（所長 柴田泰邦）
- ・公募個人委員の追加：中山恭彦（隠岐の島町）（推薦人 新井章吾委員）

★（議題5：その他）

事務局から以下の提案があり、了承された。

1. 今回の開催案内を含めて連絡は会長名で郵送しているが、経費の問題もあるので、今後は原則としてメールで送付すること、メールでは不都合、あるいは受け取れない人については申し出てもらい、郵送する方式を取りたい。
2. 議事録について、録音記録等をホームページに載せることを第一回協議会で説明したが、容量が大きすぎるので、実用的には難しいので、ホームページには議事要旨のみを載せることとし、録音記録については白潟サロン等所定の場所で公開し、利用できる方式に変更したい。
3. 第3回協議会は10月27日(土)、鳥取県西部総合事務所で15時から開催、勉強会については13時からとし、全体構想案についての討論等を予定する。

報告事項

- ・ホームページが以下のように開設された。今後、充実させて行きたい。

<http://pm75.soc.shimane-u.ac.jp/shizensaisei/sizensaisei/index.html>

なお、自然再生センターのホームページ（<http://www.sizen-saisei.org>）から容易に入れるようになっています。

その他

事務局よりホームページの開設が紹介され、中海に関するデータや意見を掲載できるので、協議会のみでは時間的に十分に意見交換ができないこともあるので、自由に投稿してほしいこと、昔の写真などについても投稿を歓迎する（なるべく撮影者等の情報も記載、著作権に注意）との案内があった。

16時40分、協議会終了後は新しい試みとしてフリー討論の時間を設け、情報交換などを行い、17時に終了した。 (以上)

第3回中海自然再生協議会

日時:2007年10月27日 15:00~17:00

場所:鳥取県西部総合事務所

協議会に先立って13時から、全体構想策定のための勉強会が以下のように行われた(資料を掲載)。なお、同時に中海の湖底および周辺地形などの変遷、昔の中海の写真などのパネル展示が行われた。

- ・高安克己：中海の自然史とこれからの中海
- ・徳岡隆夫：中海湖底地形の人為的改変状況
- ・相崎守弘：中海の湖流変化と貧酸素水塊の形成
- ・山口啓子：湖底堆積層に記録された中海100年間の環境変化
- ・国井秀伸：この50年で中海はどのように変わったか(その2.水生植物)
- (中村幹雄：中海の魚と環境と漁業振興；資料のみ配布)

【配布資料】

- ・全体構想案「豊かな漁場・遊べるきれいな中海への取り組み(仮称)
- ・中海環境教育プログラム(案)
- ・水環境専門部会報告
- ・飯梨川部会報告
- ・安倍彦名部会報告
- ・崎津部会報告
- ・自然再生協議会情報連絡会議(西日本)の開催についての案内(環境省自然環境計画課)
- ・中海自然再生協議会 委員名簿および出欠表

「協議会議事要旨」

- ★2007年10月27日(土)15時~17時、鳥取県西部総合事務所で開催された。参加者は委員38名および傍聴者15名であった。協議会終了後には自由討議の時間を持つ予定であったが、時間がなく省略、17時に終了した。なお、協議会に先立つ勉強会では全体構想策定にむけて6つの話題提供(1つは文書報告のみ)がなされた(報告内容については別に掲載)。
- ★ 議長の高安会長により、HPに掲載された第2回協議会の議事要旨案および協議会の概要についての報告がなされた(議事要旨についての修正加筆などはなし)。

★（議題 1：中海の自然再生のための全体構想の策定(第一次案)について）

報告が国井部会長からなされ、討議が行われた。討議は次回の協議会に継続される。

主な内容は以下のとおりである（それぞれの発言については末尾に掲載）。

国井部会長から全体構想の策定が協議会のもっとも重要な課題であること、来年 3 月をめどに作成したいと考えていること、これまで 4 回の部会で討論した内容について配布資料をもとに説明がなされた。全体構想の目次については執筆候補者を含めて紹介された。自然再生の対象となる地域は中海大橋から境水道大橋までの範囲で、その集水域を含むこと、自然再生の目標について、大目標を「豊かな漁場・遊べるきれいな中海」としたこと、この下で流域全体で達成したい目標（中目標）として、1) 中海を活かした住民参画型地域づくり、2) 環境教育の推進、3) ラムサール条約に基づく水鳥との共存、4) アマモ場の再生と赤貝（サルボウ）の復活、5) 水質浄化と底質改善による汽水域生態系のほう全、の 5 つの柱が部会から提案されており、その下の具体的目標についてはこの場での討論をもとに各専門部会、地域部会および個人から提出してもらい、次の協議会（12 月 15 日）で討論したいとの説明がなされた。

討論では、中海の変遷史について、他の協議会でも詳細に記述されている例があるので、くわしく記述し、参加者が共通認識をもてるようにしてほしいとの意見があり、当然そのようにするつもりであること、図表を多く取り入れたわかりやすいものとしたいの答えがあった。なお、これに関連して、印刷費の手当を考える必要があるとの意見が出された。中目標についてはラムサール条約を入れた意図はどこにあるのか、流入負荷の削減はどの項目に入るか、具体的項目を検討するなかで中目標を変更することもあるのではないか、文化的な課題について入れる必要があるのではないか、とくにアマモとサルボウを取り上げる意図はなにか、等々について活発な討論がなされ、とりあえずこの 5 つを切り口として、それらの下の具体的は課題について、資料に示されている設定票に記入して提出してもらおうこととした。なお、中目標という言葉については「推進の柱」としたほうがわかりやすいのではないかと意見がだされ、そのように変更することにした。また、5 つの柱については 11 月中をめどに作成し、具体的な目標についてはそれにもとづいて示されている設定票に各専門部会、地域部会、および個人から提出してもらい、次の協議会で討論を行うこととした。

最後に部会長から大目標の「豊かな漁場・遊べるきれいな中海」について、一般住民にこの問題について広く宣伝、関心を深めることも意図して、イメージ図といったものを公募してはどうかとの提案があり、広く一般向けよりは中海周辺の小中校生を対象に募集する方向で今後準備を進めることとした。

★（議題 2：環境教育プログラムについて）

事務局から経過報告がなされ、環境プログラム案（年間の行事例の案のみ）が紹介された。今後、世話役を募集し、具体化を図る。

- ★安倍彦名部会、崎津部会、飯梨川部会、水環境専門部会からの報告がなされた。
- ★環境省から西日本にある自然再生協議会の連絡会議を来年1月に大阪（岸和田の神於山自然再生協議会）で行うこと、本協議会にも参加要請があった（資料を配付）。事務局に一任してほしいことと、意見は事務局に寄せてもらうこととした。
- ★鳥取県西部総合事務所から今年度の事業の進捗状況を説明予定であったが時間がなく省略、今後協議会として実施計画を検討することになるが、先進地域からの招へいによる勉強会を県としても行う考えがあるとの説明があった。
- ★鳥取県衛生環境研究所から、平成16年度から中海の調査研究を行ってきたが、本年度の計画として彦名干拓地承水路でコアマモの試験植栽を行う予定があること、植栽の状況については機会を設けて説明するとの紹介があった。
- ★次回開催日を12月15日（土）、15時から鳥取県西部総合事務所とすること、事前に13時から勉強会を行うことが承認された。勉強会では引き続いて全体構想策定のための話題提供を予定する。
- ★協議会のHPのアドレス変更が報告された。
新しいアドレスは <http://nakaumi-saisei.sakura.ne.jp/>

（以上）

第4回中海自然再生協議会

日時 平成19年12月15日(土) 15:00~17:00 鳥取県西部総合事務所 講堂

協議会に先立って、前回協議会に引き続き自然再生勉強会「中海の自然再生を目指してーその2」として全体構想策定のための勉強会が以下のように行われた(13:00~14:30、資料を掲載)。また、協議会終了後、18時から意見交換会(忘年会)が米子コンベンションセンター内、ルポルトで行われた。

- ・中村幹雄(日本シジミ研究所) 中海の漁業の歴史とこれからの水産振興
- ・清家 泰(島根大学総合理工学部) 中海の水質の変遷とこれからの水質保全
- ・奥森隆夫(NPO 法人未来守りネットワーク) アマモの復活で目指す中海の水質浄化
- ・大谷輝子(美しい中海をまもる住民会議) 中海干拓淡水化反対の住民運動の歴史から見たこれからの中海の再生

【資料】

- ・出席者名簿
- ・「豊かな漁場・遊べるきれいな中海への取り組み(仮称)」(全体構想討議資料)
- ・「具体的な目標」設定票(11の提案、具体的な目標と項目は上記資料参照)
- ・議題2 今後の進め方について、必要経費の集め方についてなど(2ページ)
- ・勉強会資料(中村・清家・奥森・大谷の各資料)

「議事要旨」

- ・第4回協議会を2007年12月15日(土)に鳥取県西部総合事務所で行った(出席者名は別記)。
- ・議題1「全体構想の策定(第二次案)」については、全体構想検討専門部会から11の具体的な目標を含めた提案がなされた。
- ・議題2「今後の進め方について」では、次の第5回協議会で行政側の自然再生に係る事業、今後の計画などについての説明を受け、第6回協議会に向けて全体構想をまとめてゆくこと、今後必要となる経費の確保についての提案と討論がなされた。
- ・中海再生のイメージ図を小中学生を対象に募集すること、島根大学汽水域研究センターの協議会への機関参加について提案がなされた。
- ・第5回協議会は2008年3月8日(土)、15~17時、鳥取県西部総合事務所で開催、13時から各行政からの発表を中心とした勉強会を行う。

「協議会の概要」

★中海自然再生協議会第4回協議会を2007年12月15日(土)に鳥取県西部総合事務所

行った。別記の公募委員、専門委員および行政・公共団体委員が出席した。

- ★議題1) 全体構想の策定(第二次案)について、釧路湿原の全体構想パンフが配布された後に、国井部会長から委員会の経緯と資料の内容が説明され、5つの推進の柱の内容が読み上げられた。ついで提出された11の具体的目標について提案者から説明がなされた。(全体構想委の資料では推進の柱と具体的目標、および住民団体、関与する行政機関の関係がわかるように示されている。)
- ★討論はおもに議題2) 今後の進め方について、事務局から説明を受けた上でなされた(討論内容については別掲)。今回は行政以外の委員・住民団体・NPO から具体的な目標の提案がなされたが、次の協議会では行政側の考え方や現在進行している事業あるいは今後の事業計画で自然再生にかかわるものとの関係、提案されている計画とどうすり合わせが可能か、推進の柱は今後行政が自然再生に係る事業を進める上で十分かどうか、追加・修正したほうが良い点などについて、次回に行政側から積極的に示してもらった上で検討を深めようということになった。3月8日の第5回、5～6月に第6回協議会を予定し、集中した討論を行うこととした。全体構想の出版経費については集め方のいくつかの方法が示され、今後検討して行くことになった。
- ★その他の議題では中海再生のイメージ図、イラストについて小中校生を対象に募集し、協議会の活動を一般市民に広く知ってもらうことを目的に実施することとし、具体的な検討を事務局に任せること、島根大学汽水域研究センターの協議会への機関参加について事務局からの提案が賛同された。
- ★第5回協議会は2008年3月8日(土)、鳥取県西部総合事務所で15時から開催する。また、13時から勉強会を行うこととし、とくに行政側から中海の自然再生に関係するとみられる現在実施している事業、今後の関連ある事業計画などについて説明をしてもらい、国・地方行政機関がやろうとしていることについて勉強することとした。
- ★鳥取県西部総合事務所から今年度中に3回の中海の再生と賢明な利用を考える会を開催することの案内と参加要請がなされた。
- ★第5回協議会を2008年3月8日(土)、鳥取県西部総合事務所で15時から開催すること、13時から勉強会を行い、とくに行政側から中海の自然再生に係る実施中の事業、計画中の事業、今後の関連ある事業計画などについて説明を受け、勉強することとした。

(以上)

第4回中海自然再生協議会での全体構想についての討論内容について

討論の内容を第3回協議会に引き続き以下に紹介します。担当者によりテープから復元し、一部要約している。発言者名は一部を除き、イニシャルで示している。なお、他の議事・報告を含めてテープは事務局に保存しているので、会員は閲覧(聴)できます。

(環境省米子自然環境事務所から「釧路湿原の自然再生全体構想」のパンフが参考資料として配布された。)

議長：第4回の中海自然再生協議会を開催します。本日の議題の第一は、全体構想検討専門部会より、「中海自然再生のための全体構想の策定の第二次案」が提示されています。いま配布された釧路湿原自然再生協議会の全体構想パンフがありますが、このようなイメージでこれから私たちの全体構想を作っていくことになります。この第二次案について、これらか協議していくわけですが、最初に全体構想検討専門部会の国井部会長から説明をお願いします。

国井部会長：前回、10月27日の第3回の協議会の時に出された宿題として、推進の柱の5つのタイトルの具体的内容を記載してほしいとのことでしたので、11月中旬をめどに策定し、出来上がったものが、今日お配りした資料の3～4ページです。推進の柱の1から5までの内容を読みあげますので、その上でご意見をいただきたいと思います。また推進の柱の下に具体的な目標というのがあり、設定票が何枚か付けてありますが、これらについては後でそれぞれ説明してもらうことにします(推進の柱1～5の内容をよみあげて説明)。

議長：自然再生の目標について推進の柱の内容を以上の文章でまとめたらどうかということですが、基本的なところは入っているということであれば後で討論も予定していますので、先に具体的な目標が11件提出されていますので、それぞれ提案者から「具体的な目標」設定票にもとづいて各5分位で要点の説明をお願いします。

(11の提案についてそれぞれ説明)

議長：提案のあった11件の具体的目標について説明を受けましたが、この中には内容的にまだ十分に整っていないものもあると思います。設定票には「関与する者」として国交省、農水省、各自治体等が書かれています。行政のほうは計画の立案では経験が豊富で、これらの提案についての考えもあると思いますし、推進の柱としての5つの大きな目標があって、これらを達成するために提案されている具体的な目標がどう効果的に働くのか、これらの提案だけではまだ不足しているのではないかなど、いろいろご意見があらうかと思えます。そういうことについてこれから議論していきたいと思えます。それぞれの提案については関与する者について整理された形で関与表が作成されています。まずこの関与表の見方について説明して下さい。

増田部会長代理：(添付資料の自然再生全体構想専門部会・関与表1(案)について説明)

議長：この表は、どこから提案され、だれが関与するのかについて見やすくなる図です。これを完成させるために、いろいろ手を加えていくうちに、提案が実現可能なものになっていくものと思えます。

議長：提案された11の事業について、ここで議論してもいいのですが、これから詰めていく内容のものもあると思います。また、これらの事業に関与する行政機関の側から見ると、こういうふうにやったほうが良いのではないかと、このように立案したほうが良いの

ではないか、といった意見をお聞きしたいのですが、時間的なこともあります。発表された内容から、どのようなことをやりたいということがわかりましたので、これらをもとに次回までに全体構想専門部会の中で行政機関の方々に個別にご意見を伺いながら、もちろん提案した方々にも参加いただいて調整をするということにして、次回の協議会までにさらに完成度の高いものにして再提案していただくというのが効率的だと思われるので、このような考え方で進めさせていただくことにします。とりあえず時間の関係で、次の議題に入ります。

相崎：今後の進め方についてですが、一つはこの協議会をどのように進めていくのか、もう一つは必要経費が発生してくるので、どうやって集めるか、ということで審議をお願いします。まず協議の今後の進め方ですが、配布資料にあるように次回の協議会は、来年3月8日（土）13～17時、同じ場所で開催予定です。内容としては、これまでは民間の方々からの話がほとんどでしたが、今回は行政側から、現在自然再生に関係する事業をいろいろなところでやっておられると思いますが、それらの事業について紹介をしていただき、また今回民間から提案された計画との関連などについてお話しいただき、お互いの認識を深めたいと思います。また行政として現在進めている事業を自然再生の事業に切り替えることが可能であるならば、その方向に進めることについても検討をしていただきたいと思います。このような事柄について次回の勉強会では行政側からご説明いただければ、ということで考えています。協議会としては全体構想策定のための第3次案の説明をしていただく予定にしています。今回は全体構想討議資料の目次の5番目以降の討議に入っているわけですが、今回は目次の1～4番についても説明文をつけていただきたいと思います。そうすると、釧路湿原自然再生全体構想の資料に書かれているような大枠が姿を現すこととなります。その後は、4～5月に開催する第6回の協議会では、今回説明のあった5つの推進の柱について、実際に推進していく上で、今回出されている提案で足りるのかどうか、どうやっていけば実現できるのかについて、討議をする時間を設けたいと考えています。第6回で終わらなければ、第7回でも引き続いて討議をしてもらいます。十分な討議を行った上で全体構想を採択するという段取りで進めていきたいと考えています。

議長：2点について説明がありました。一つは、次回の勉強会についてで、3月8日は決まっていますが、内容について、すでに自然再生に関係する事業を行っている各行政機関から、これまでに話された具体的計画とのすり合せと申しますか、これらを進められているそれぞれの事業に盛り込むことが可能かもしれませんし、まったく新たに立てる必要があるかもしれません。いずれにしても、すでに進められている事業についてはそれらの内容と、こういう効果が上がっているといったことも含めて、紹介をして頂きたいということです。協議会としては、全体構想のイメージ全体としては、一部は文章化されていますが、今回配布された釧路湿原の全体構想の冊子に沿ったような形で、図が全部できるかどうかはわかりませんが、努力目標として出していただき、それをたたき台として、中海自然再生の全体構想はこんなイメージになりますよという形を出して、これまでの議論を、

どこにどう盛り込んでいくのかを検討したいと思います。先ほど提案された具体的な目標については、かなり時間がかかるかと思いますが、できれば第5回の会議でも調整された内容について討議を行いたいと思いますが、第6回の会議で集中して討議してもらおうことになるとの説明でした。まだ時間があるとも言えますが、全体構想部会ではかなり忙しく検討を進めていただく必要があると思います。またこれまでに提案された具体的目標だけで、5つの推進の柱をしっかりとやれると言えるのかどうか、まだそのほかに立てるべき目標があるのではないかなどの点も含めて第6回の会議まで議論を続けて行きたいと思います。内容については、全体構想部会で詰めながら、適宜メールなどで意見交換をするなどして進めていくことにします。私たち夢を実現するということについて、これまでは夢が夢で終わってしまって実現しないのは行政のせいだなどと言っていたわけですが、そうではなくて、この会では、なにになにだから出来ないということではなく、どうしたら実現できるかを一緒に考えて行きたいと思います。以上のような流れで、最終的には次の年の6月頃までに全体構想を採択し、釧路湿原の全体構想の冊子のようなものを作りたいという提案です。ただその場合に、経費の問題があり、立派なものを作ろうとすればかなり費用がかかると思います。これをどうしようかということもあります。次に次回の勉強会についてですが、ここに挙げられている10の行政機関から説明をしていただくというので良いでしょうか。

T1：これまでに具体的目標が上がっているのは各地域部会からですが、各専門部会からの具体的目標はありませんか。また推進の柱の3番目にある水辺の保全とラムサール条約に基づく水鳥との共存についての具体的な目標はありませんか。

國井：関与表1（案）は、皆さんから提出していただいた設定表をもとに作成したものです。提出期限を11月末に設定していたので、今日の協議会に間に合わなかったものもあります。専門部会からの設定表はそれまでに来なかったということで、これから載ることになります。次回の協議会は3月8日なので、専門部会からも出来れば1月中旬にでも提出していただきたいと思います。行政機関とのすりあわせも今後あるとのことですので、できれば早めの提出をお願いします。もう一点ですが、国の関与する機関として、文科省を加えていただきたい。釧路湿原では入っていませんが、島根大学は文科省とは密接な繋がりがありますので。自然再生推進法の主務官庁としては、国交省、農林水産省、環境省ともに文科省が入っているので、将来を考えると加えておくほうが良いと思います。

相崎：関与表の中で、推進の柱の3番に具体的な目標項目が入っていないとのことですが、設定表のなかには、複数にまたがる項目はどこかに入れているということで、3番の柱は項目として入っていると理解してください。

議長：それでは、全体構想専門部会より11月末までという話がありましたが、各部会のほうから、もう一度調整したものも含めて提案表を11月末頃までに提出してくださるようお願いいたします。今日のところで全体にイメージができてきたと思います。その上で行政との調整、すり合わせをして行くことになります。

A：先ほど行政から自然再生に関する事業について紹介してくださいとお話がありましたが、各省の自然再生に係る事業といわれてもその制度はないと思います。ある事業計画を実施するためどのような事業制度があるかということであれば、その事業制度の紹介はできると思います。行政は、行政課題というものがあって、それを制度化して初めて予算が付くという流れになっているので、そこを理解していただきたいと思います。

國井：今日、具体的な目標が、提案されましたが、今後、幾つか出てくると思います。関与表については、下欄の関与する行政機関について、各五本の柱について、すべて○がついていますが、具体的な目標については、今後関与する行政機関には○、関与しない場合は○が外れるということになります。

議長：いま役所の方では、ダイレクトに自然再生に関連するという事業をやっていないということですが、やっている役所もあるかもしれませんが、書き方がダイレクト過ぎたかもしれません。我々が何をしようとしているかが、だいたい見えてきそうになってきている、そうすると、役所がやっている、あるいはやろうとしているこういう事業も多少関係しているのではないかということで、自然再生ということが全面に出ていなくても関連すると思われる事業ということで考えていただければ良いと思います。

M：いま議長が云われたような趣旨でよいのだと思います。例えば飯梨川部会では、牧草公園ということ提起していますが、河川敷と牧草との関連ということでは農水省がかわってくると思うので、こういうことについてどのように見るか検討していただけるとよいと思います。ください。今回出されている設定票についても、今後、調整されていくものと思いますが、関連する行政の方々から問題を提起していただければありがたいと思います。

議長：役所の事業で、自然再生の具体的な事業としてやっていることでなくとも、こういう政策の流れがありますといったことでも結構です。例えば産業化に結びつけるという部分もあると思います。そういうときに、例えば経済産業省がやっている地方再生の事業について、いろいろなプログラムがありますが、その中でこれが近いというものもあると思います。そのようなことを紹介していただければ、国は何を考えているのか、いますすめようとしている計画を実現するために国の方針とどうすり合せをしていったらいいのかを理解することができます。またこういった事業を立てたいという場合に、既存の事業の枠に入らないという場合には、当然のことながら再生事業をどう起こしていくかという場合もあると思います。すでに進められている再生事業についても我々が知っておくことも大切なことだと思います。そんな意味で、次の勉強会では、一体国が、行政機関がどんな方向に向かおうとしているのか、何をやろうとしているのかについて勉強する機会にしたいと考えています。

相崎：自然再生という言葉が適当でなければ、何か別の言葉で置き換えてもよいとおもいます。今回の趣旨としては、中海の自然再生の推進についての五本の柱に関連して現在行っている事業や計画中の事業について紹介いただけないかということです。これらについ

て、事務局から個別に問い合わせをさせていただくことにしますが、とくに関連する事業がないということであれば、プログラムから外すということも考えています。

A：他の省庁からも意見があるかと思いますが、例えば提案されている構想のなかに出てくる流入負荷量を減少する対策については、施肥の仕方についての指導とか、農業集落排水事業の実施などの制度があります。そうことであれば情報提供できるということです。

議長：まだ全体が見えていないということもありますので、事務局から行政側と個別に連絡を取ってもらって、中海の自然再生に関連があるかどうか個別に調整をしてもらった上で、関連のある事業については次の協議会で個別に行政から紹介してもらい、あまり関係しないというものについてははずし、コメント程度で報告してもらおうということで次回を行うことにします。次に経費の問題に移ります。

相崎：いますぐに必要ということではありませんが、配布されている釧路湿原の全体構想の冊子のようなものを作るとすると、自然再生全体構想の小冊子を作る場合にかなり金がかかる事が予想されます。その費用をどうやって賄うかを考えておかなければならないと思います。事務局は自然再生センターでやっていますが、自然再生センターのみでは不可能です。資料には以下の5つの案が考えられます（1. 協議会メンバーから会費として集める；2. 寄付金を募集し、それで賄う；3. 各種補助金を申請する；4. 事務局に関係機関の参加を求める；5. 呼びかけ人である自然再生センターが責任を持って対処すべき）。とりあえず、これらの案について皆さんの意見をお聞きします。

議長：5つの案がありますが、他にも良い案があれば提案してください。

M：委員がなにもせず涼しい顔をしているのは考え物ですが、行政機関の方でこのような目的に使えるというものがあれば、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

I：配布されている釧路湿原の資料を見ると自然再生協議会運営事務局となっており、概要版では、後ろに各行政機関の名前が載っており、いろいろと協力されたものと思われませんが、このようなことが出来れば良いと思います。

議長：可能であれば各行政機関からの協力も必要ですが、それだけで済むことではありません。ある意味では他の自然再生協議会は官製の組織と言えますし、経費は行政機関からでています。しかし我々の協議会は、日本で最初の地域住民や団体が主体の協議会と自負しているからには、もちろん責任があるわけで、我々もお金は出す、しかし行政側にもお考え頂いて、もし良い方法があれば協力していただきたいということだと思います。

O：まず部数から、どれだけの予算が必要かという問題があります。それと、議長の言われたように、積極的に私たちもお金をだしながら行政側もお願いする、また将来、事業を行う場合には行政側から大いに予算をだしてもらわないといけません、進められるところまでは、私たちも負担できるところは、負担するという二本立てで行くのが良いと思います。このような住民参加の組織では、お金がある人はお金を出し、能力のある人は能力を出していくもので、お金は一律にしないで、全体の経費のなかで一口を少な

い額で決め、お金のある人には何口も、またそういう人を多く集めていく事などを検討してください。

F：自然再生の全体構想を作るこの意味ですが、中海がこういう形で再生しますよというイメージを皆が合わせるのだと思います。そのまとめとして、こういう出版物として広く公表するという事です。お金のことを考える以前に、このような作る意味をはっきりさせておく必要があると思います。先に流入負荷を軽減して環境に優しい農業ということでは役所も関与できるとのことでしたが、全体構想にはそこまでの内容にはならないと思います。全体構想では中海を再生するにはこういう仕組みで、こういう事を網羅すればおおよそはできるということを経済化の文章ではないでしょうか。具体的な計画については、その後の実施計画策定委員会できちんとした計画を策定し、ここに示された関与表についてももっと細かく、例えば、県といっても土木あるいは農林が関係するのかが決める必要が出てきます。

議長：必要経費はこれからのことなので、集め方はどれがよいか、それぞれの部会等で検討していただき、次回に討論を深めたいと思います。その他の議題にはいりません。

相崎：一つは全体構想としてのイメージ図としてのイラストの募集をどうするのか、もう一つは島根大学汽水域研究センターに、個人としては多く加入していただいておりますが、機関としてこの協議会に入ってもらいたいことを要請したいという件です。

議長：島根大学汽水域研究センターの機関としての協議会への参加の件については、皆さんどうでしょうか。（全員拍手で合意する。）

議長：それでは島根大学汽水域研究センターの國井センター長へ協議会への機関としての参加を要請することにします。次はイラストの募集の件についてです。

國井：自然再生の5本の柱がありますが、今回その内容も明示された時点で、これをイメージした、その内容にあったイラストというか絵で、中海の自然再生がされたらこういうことになりますよというイメージを描いてもらうものです。この目的は、絵そのものよりも、自然再生協議会を絵を募集することによって一般の人に広く知ってもらうことに意義があると思っています。小中学生を対象に募集するのが良いと考えています。

議長：趣旨については賛同いただけたと思います。マスコミにどう協力してもらうかなども含めて事務局にお任せします。採用された方への賞品等についても検討をお任せします。各部会からの報告は、時間がありませんので、この場では省略します。

鳥取県西部総合事務所環境生活局：中海の再生と賢明利用を考える会を12月22日（土）午後1時から3時まで、この西部総合事務所で開催します。基調講演として、豊岡市からコウノトリとの共生の町づくりについて担当された方から話を聞きます。今年度として1月と3月にも開催予定です。3月には、神奈川県から来てもらう予定です。

議長：それでは、これで第4回中海自然再生協議会を終了します。

第5回中海自然再生協議会

平成20年3月8日(土) 15:00~17:00

鳥取県西部総合事務所 講堂

協議会に先立って、前回協議会に引き続き自然再生勉強会(13時~14時30分)を以下のように行った。

「中海の自然再生や水環境保全に関連した各行政機関の取り組み」

- 国土交通省(出雲河川事務所):中海における「浅場造成」事業の紹介
- 農林水産省(中国四国農政局整備部地域整備課):平成19年度農村景観・自然環境保全再生パイロット事業などについて紹介
- 環境省(米子自然環境事務所):ラムサール条約と条約湿地、中海における中国四国地方環境事務所の取り組みについて紹介
- 中国経済産業局資源エネルギー環境部:(欠席)平成20年度に中海と瀬戸内海地区をモデルに水環境修復技術の国内外展開方策を検討することなどの文書紹介
- 米子市:第4期中海水質保全計画(平16~20年度)に係る事業の実施状況の紹介
- 安来市:中海の自然再生や水環境保全に関連した安来市の取組みの紹介
- 境港市(産業環境部環境防災課):中海の自然再生や水環境保全に関連した取組み紹介
- 東出雲町:(欠席)
- 松江市(オブザーバー):(欠席)
- 島根県:第4期宍道湖・中海湖沼水質保全計画、ラムサール条約湿地の賢明利用推進事業等の紹介
- 鳥取県(西部総合事務所):中海の水質浄化・自然再生と賢明利用に係わる現状と取組みについて紹介

以上の各行政機関の関連事業の紹介の後に一括して質疑応答を行った。

「議事要旨」

- ・第5回協議会を2008年3月8日(土)に鳥取県西部総合事務所で行った(出席者名簿別記)。高安会長から挨拶があり、引き続き議事を進行した。

議 題

1) 全体構想の策定(第3次案)について

全体構想専門部会で取りまとめて提案された事業計画(案)にもとづいて協議を行なうこととした。第4回までの協議会では会員個々の意見が出にくい状態もあつたことから、グループにわけて自由に議論する方法を提案し、賛同を得たので、人数を考慮して、くじ引きで6つのグループに分けて討論を行うこととした。まず、グループ提案の前に、全体構想専門部会国井部会長より全体構想の内、自然

再生の目標及び関与表の説明があり、中海の目指すべき姿について、大目標「豊かな漁場、遊べるきれいな中海（案）」、5つの推進の柱とそれぞれの具体的目標（複数）がこれまでに出版されているが、これらも含めて改めて議論をしていただきたいこと、その上で、中海の目指すべき姿のキャッチフレーズをまとめていきたいとの提案があり、各グループごとの討議を約40分間行った。グループごとのまとめは、それぞれで選出された代表者により全体会議で報告され、これらを踏まえた討論を行った。最後に国井部会長から、全体構想はここで行われたように参加者全員で考えるのが基本であり、出された提案については再度全体構想部会で検討すること、次回（5月17日）の協議会までにまとめる必要があるため、大目標（キャッチフレーズ）を含めて提案を3月末日までとしたいとの発言があり、了承された。

2) 今後の進め方について

次回協議会は5月17日（土）鳥取県西部事務所講堂（13:00～17:00）で行うこととした。

協議会の事務局については現在は自然再生センターが担当しているが、今後のことを考えると、行政機関が関与することになるので、事務局についても担当してほしいとの要望がなされ、今後、具体的に検討して行くことになった。

報告事項

1) 西日本自然再生協議会連絡会議への参加報告

NPO法人自然再生センター徳岡理事長より会議参加の報告があった。

2) 自然再生推進法5年経過に伴うヒアリングへの参加報告。

参加した船越副会長氏及び島根大学相崎教授から報告があった。

3) その他

・飯梨川流域部会、崎津地域部会、安倍彦名部会からの報告があった。

・20年度環境技術開発等推進費の採択について、自然再生センター事務局長相崎氏より採択が決定したとの報告があった。

・子どもエコクラブの会員募集について、会員募集要領の説明と協力の要請がなされた。

（以上）

第 6 回中海自然再生協議会
平成 20 年 5 月 17 日（土）13：00～17：00
鳥取県西部総合事務所 講堂

議事次第

経過報告など

- ・協議会メンバーの変更
- ・行政関係委員の紹介（変更された方）
- ・これまでの経緯について（概略の説明）
- ・全体構想（修正案）の説明

全体構想のグループ討議

全体構想の全体討議

今後の進め方について

各種報告

「議事要旨」

第 6 回協議会を 2008 年 5 月 17 日（土）に鳥取県西部総合事務所で行った（出席者名簿別記）。高安会長から挨拶があり、引き続き経過報告、議事、各種報告が行われた。

・協議会メンバーの変更、および新年度となり各行政機関での委員の変更について議長から説明がなされた。

・協議会の経過について事務局から説明がなされた。議長からは、総務省から平成 20 年 4 月に出された「自然再生の推進に関する政策評価書」の概略についての説明があり、全体構想について全国的には多くの協議会が 1 年半ほどで作成していること、本協議会においても実行可能な計画づくりを参加者のベクトルを揃える努力をすることによって策定に至りたいとの意向が表明された。ついで全体構想検討委員会の増田副部長から全体構想討議資料（第 11 次案）についての説明がなされた。

・全体構想のグループ討議は、前回同様に 6 つの班に分かれて、1) 目指すべき姿、2) 推進の柱を中心に討議を行い、その結果が各班で決められた責任者から全体討議の場に報告された。その上で全体討議が行われた。目指すべき姿については、短い文章にするのがよいが、それを説明するのに少し詳しい文章も必要になるので、豊か、きれいな遊べる里海、よみがえれ中海の自然、海岸に広がる藻場、そこに生息する多種多様な魚介類、水鳥、汽水あるいは汽水域という言葉など、さまざまなタームがそれぞれの想いを込めて出され、これらを

もとに委員会でさらに検討することとした。推進の柱についてはこれまでに 5本の柱が提案され、その下に小項目が並べられているが、5つの項目については内容的にみておおよそ意見がまとまっていると判断されるので、委員会で今後さらに整理してまとまりのある案に仕上げ、提案してもらうことになった。

・今後の進め方として以下のことが決められた。次回協議会を7月26日(土)13時～17時、鳥取県西部総合事務所で開催、今回同様に勉強会を行わずに全体構想をまとめることを中心とした討論を行う；中海浚渫凹地環境修復ワーキンググループの設置について中国経済産業省から調査事業で中国地方の水環境改善技術をサポートする事業があり、その一つとして中海協議会の指導のもとに実施したいとの要望があり、つぎの協議会で具体的な提案と審議を行う。

・各種報告では、崎津部会の20年度事業計画が賀戸部会長により文書で説明された。自然再生センター(相崎専務理事)から平成20年度中国地方地域づくり等助成制度への申請が採択(20万円、申請は180万円)されたことから、申請課題の一つであった絵画コンテストに充当することとし、中海のイメージ図の募集を行いたいとの提案があり、夏休み中に準備を進めることが了解された。

(以上)

第7回中海自然再生協議会

平成20年7月26日(土) 13:00~17:00

鳥取県西部総合事務所 講堂

議事次第

13:00~15:00

(イ) 全体構想(修正案)の説明

(ロ) 全体構想のグループ討議

(15:15~15:30 休憩)

15:15~16:30

全体構想の全体討議

16:30~16:45

今後の進め方について

1) 次回協議会の日程

2) 中海の自然と仲良くするためのイラスト・ポスター・絵画の募集活動について

3) その他

16:45~17:00 各種報告

「議事要約」

第7回協議会を2008年7月26日(土)に鳥取県西部総合事務所で行った(出席者名簿別記)。高安会長から挨拶があり、引き続き全体構想の説明とグループ討議、その後、一堂に会しての討議を行い、今後の進め方について協議会の日程、ポスター募集案、各種報告を行い、終了した。主な事項は以下のとおりである。

○全体構想案の説明の後に、6つのグループに分かれて討議を行った(全体構想案と各グループでの討議内容については末尾に示す)。

○全体構想の全体討議では、目指すべき姿「よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海」について、前案ではいていた「豊かな漁場」を入れたほうがわかりやすいのではないかと、「よみがえれ」よりも「取り戻そう」のほうがよいのではないかと、集水域を考慮すると里海という表現を盛り込んでどうか、キャッチコピーという意味では短い表現のほうが良い、などの意見が出され、討論がなされたが、これまで度々議論されてきたことでもあるので、再度部会で検討して次回に最終的な提案をしてもらうこととした。また、5つの推進の柱については2つめの「水質浄化と底質改善による汽水域生態系の保全」については2つに分けるほうが良いのではないかと意見が出されたが、

柱を多くしないほうがよいとの意見もあり、5つの柱の内容をさらに整理して次回に提案してもらうこととした。これらを踏まえて全体構想部会はまず修正案を作成し、協議会メンバーに配布、意見をきいた上で部会としての最終的な案を次回協議会に提出することになった。議長からは、次回の協議会は9月27日（土）の予定であり、この提案をもとに討議を行った上でまとめたいこと、次のステップ（実施計画）でも議論すべきことが多く、関係行政機関への働きかけ、自治体の関与の仕方などについても、次回には検討事項にしたいとの考えで、まとめがなされた。

- イラスト・ポスター・絵画の募集について事務局からの説明がなされ、前回の協議会での実施の了承の上で具体化し、夏休み以前に実施要綱と依頼用のポスター作成と配布(募集締め切りは9月30日)を行ったことが説明され、了承された。
- 中国経済産業局による「中国地域における水環境修復技術の国内外展開方策調査」については、前回の協議会でワークショップ設置の要望が出され、了承されたが、事務局からその後の経過が報告された。中海浚渫窪地の環境修復に有効な水環境修復技術の検討が課題として挙げられていて、協議会との連携が期待されていること、ワークショップの参加者（行政機関を除く）についてはこれから人選すること、次回協議会では内容も含めて報告する。
- 部会報告については飯梨川流域部会からの報告があった。
- 議長のまとめの挨拶：先週、中国経済産業局の方とお会いしましたが、各地域で産業クラスターを作っていて、環境や資源循環を含む分野のクラスターの中に、島根・鳥取の地域に、中海自然再生協議会が民間型の一つの活動として紹介されています。このことは、中国経済産業局のホームページにもでています。このような形で、経済産業局が捉えているということです。ある意味では、風をうまく受けて、その風を使って、この事業を成功させる方向に持っていけたらと思います。元経済産業局の局長で今は経済産業省の審議官になっておられる方が、この地域は、やはり、水環境の修復の拠点になってほしい、とういことを言うておられました。ということで、我々の活動、事業の方向性が見えてくるような気がします。活動資金の問題について、中海自然再生協議会の全体構想ができあがったら、印刷の費用が必要になります。メンバーから会費とかカンパの方法もありますが、この協議会には、いろいろな人がおられますので、補助金等についての情報があれば、教えてくださいようお願いします。当面はそのような方法で運営し、事業が軌道に乗って行けば、また、別のことも考えることができると思います。今日の協議会はこれで終わります。長時間ご苦勞様でした。

第7回中海自然再生協議会討議資料

「中海自然再生全体構想」討議資料（付 グループ討議意見）

見)

中海自然再生の目標

中海を中心とした資源循環が行われていた干拓事業開始前の環境、すなわち昭和20年代後半の自然環境や資源循環の再構築を目指した取り組みを推進します。目指すべき姿と具体的な5つの目標を以下のように設定します。

目指すべき姿

よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海、多様な自然、汽水湖中海（例）

かつての中海は、湖岸に藻場が広がり、多種多様な魚介類が生息し、水鳥が群がる豊かな汽水湖でした。中海の恵みを利用した生活が営まれていました。また水辺では、休日を楽しむ家族連れ等の姿が多く見られました。この自然再生がめざすのは、豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻すことです。

具体的な目標

1) 水辺の保全と再生

かつて広大な面積を占めていたアマモ場を再生するために、現在あるアマモ・コアモモ場の保全と、面積の拡大を図ります。また、中海の漁業のシンボルであったサルボウガイを復活させるため、現在中海で生息しているサルボウガイを種に、本庄水域を中心にサルボウガイの復活をはかります。失われた浅場の復活を目指し、現在まで行われてきた浅場造成をベースに、浜の再生を含めた浅場造成を推進します。また、湖岸での親水空間の確保を目的とした親水公園作りを行います。

2) 水質浄化と底質改善による汽水域生態系の保全

住民参加による河川環境モニタリングと浄化活動を行い、流入負荷削減を図ります。干拓工事により拡大した貧酸素水塊解消を目指し、貧酸素水塊形成メカニズムの解析を進めるとともに解消手法の開発研究を行います。また、貧酸素水塊の大きな発生場所である浚渫窪地の環境改善を図るため、浚渫窪地の現状や環境改善手法について調査研究します。未利用漁業資源の活用などで汽水域生態系の物質循環を利用した水質改善をはかります。

3) ラムサール条約に基づく水鳥との共存

ラムサール条約登録湿地としての環境を維持し、さらに豊かにしてゆくため、コハクチョウの餌となる水草を湖岸で増殖させる手法の開発を行います。また、シギ・チドリ

中継地の保全と再生を目的に、湖岸周辺の休耕田などの未利用農地を冬季湛水田とし、飼料水稻などの栽培により維持管理をはかります。また、冬季に数多く飛来するガン・カモ類の餌場環境の調査と保全対策を行います。

4) 将来を担う子ども達と進める環境学習の推進

流入河川や中海などの環境を学習する学習プログラムを作成し、環境学習会を実施します。また、環境学習会のためのマニュアルを作ります。中海周辺各地で行われている環境学習や子どもエコクラブ活動などの連携を図るネットワークを形成します。大学や行政機関が保有しているデータベースの有効利用を推進します。中海や中海流域の環境データマップを作成します。中海の自然再生の活動を広く広報する活動を行います。

5) 循環社会の構築

漁業の再生による物質循環を促進するため、中海産魚介類の利用促進と郷土食文化の復活を図ります。自然湖岸と浜の復活再生をはかります。河川敷などを家畜飼料生産の場として活用するなど流域内での資源循環システムを構築します。かつて弓浜半島で行われていた海藻肥料を使った棉花栽培を復活させる取り組みをします。また、海藻肥料を使ったサツマイモ栽培と芋焼酎づくりを行います。かつて、多く使われていた来待石などの伝統産業の復活を支援します。中海や中海流域の豊かな生態系の回復や流入負荷削減のため有機農業を促進します。

中海の自然再生目標を達成するための取り組み

中海の自然再生目標を達成するために以下の取り組みを行います。

1) 水辺の保全と再生

① アマモ場の保全と再生

アマモ・コアマモの繁殖技術の開発と復元面積拡大のための藻場造成を行います。

② 赤貝（サルボウガイ）の復活

本庄水域の水質モニタリングとサルボウガイ増殖技術の開発及び資源保全対策を推進します。

③ 浅場・干潟の造成

砂浜やヨシ帯などの湖岸再生を含めた浅場造成を推進します。

④ 米子湾浚渫汚泥処分地の有効利用による湖岸再生

米子湾浚渫汚泥処分地を親水空間として活用します。

2) 水質浄化と底質改善による汽水域生態系の保全

① 浚渫窪地の環境改善

浚渫窪地の現状調査を行います。溶存酸素供給実験や産業副産物や砂などによる覆

砂や埋め戻し実験を行い、効果を検証します。

② 貧酸素水塊の解消

貧酸素水塊形成メカニズムの解析を進めるとともに、貧酸素水塊解消手法の開発研究を行います。

③ 汽水域生態系の物質循環を利用した水質改善

サッパ、コノシロなどの未利用漁業資源の利用技術の開発や浮島ビオトープなどによる湖内直接浄化技術の開発、および海藻の資源化技術の開発を行います。

④ 流入負荷の削減

住民参加による河川環境モニタリングや水質浄化活動を推進し、流入負荷削減を図ります。

3) ラムサール条約に基づく水鳥との共存

① コハクチョウの生息場所の回復

コハクチョウの餌となる水草の調査及び湖岸での水草増殖手法の開発を行います。

② シギ・チドリの中継地の保全と再生

湖岸周辺の休耕田などの未利用農地を冬季湛水田とし、飼料水稻などの栽培により維持管理を図ります。

③ ガン・カモ類の生息場所の保全

ガン・カモ類の餌場環境の調査と保全対策の作成を行います。潜水性カモ類の餌としての二枚貝類の評価を行います。

4) 将来を担う子ども達と進める環境学習の推進

① 河川や湖沼の環境学習プログラムの作成と実施

飯梨川など中海流入河川の環境や中海などの湖沼環境を学習するプログラムを作成し、実施します。住民参加による飯梨川、野上川調査を実施します。

② 環境学習ネットワークの構築

中海周辺各地で行われている環境学習やこどもエコクラブなどの組織の連携を図ります。

③ 中海環境データベースの構築

大学や行政機関が保有するデータベースの有効利用を推進します。

④ 中海環境マップの作成

飯梨川水道マップ、飯梨川環境マップなど中海に関連した環境マップを作成します。

⑤ 中海の自然再生活動の広報活動

イラスト・ポスター募集活動、絵はがき作成などの活動を行います。

5) 循環社会の構築

- ① 漁業の再生による循環促進
汽水域生態系の物質循環を利用した水質改善を促進するため、中海産魚介類の利用を促進し、郷土食文化の復活のためのイベントを開催します。
- ② 自然湖岸と浜の復活再生
浜を活用した湖とのふれあいのための企画を立て、実施します。
- ③ 流域内資源循環システムの構築
飯梨川の河川敷を利用した飼料生産を行います。
- ④ 伝統産業の復活
海藻肥料などを使った浜綿やサツマイモなどの生産を行います。出来たサツマイモから焼酎を造ります。来待石の利用技術の開発を行います。
- ⑤ 有機農業の促進
中海流入負荷削減のための有機農業を推進します。

グループ討議で出された意見（修正を含む部分のみ、修正は赤字）

1 グループ

目指すべき姿

よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海、多様な自然の汽水湖中海（例）

よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海

かつての中海は、湖岸に藻場が広がり、多種多様な魚介類が生息し、水鳥が群がる豊かな汽水湖でした。中海の恵みを利用した生活が営まれていました。また水辺では、休日を楽しむ家族連れ等の姿が多く見られました。この自然再生がめざすのは、豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻すことです。

具体的な目標

1) 水辺の保全と再生

かつて広大な面積を占めていたアマモ場を再生するために、現在あるアマモ・コアモモ場の保全と面積の拡大を図ります。また、中海の漁業のシンボルであった赤貝（サルボウガイに変更）を復活させるため、現在中海で生息している赤貝（サルボウガイ：トル）を種に、本庄水域を中心に赤貝（サルボウガイ：トル）の復活をはかります。失われた浅場の復活を目指し、現在まで行われてきた浅場造成をベースに、浜の再生を含めた浅場造成を推進します。また、湖岸での親水空間の確保を目的とした親水公園作りを行います。

2) 水質（浄化：トル）と底質改善による汽水域生態系の保全

住民参加による河川環境モニタリングと浄化活動を行い、流入負荷削減を図ります。干拓工事により拡大した貧酸素水塊解消を目指し、貧酸素水塊形成メカニズムの解析を進

めるとともに解消手法の開発研究を行います。また、貧酸素水塊の大きな発生場所である浚渫窪地の環境改善を図るため、浚渫窪地の現状や環境改善手法について調査研究します。未利用漁業資源の活用などで汽水域生態系の物質循環を利用した水質改善をはかります。

6) 汽水域生態系の保全

汽水域生態系をこわすヌートリアなどの外来性生物を駆除します。また、カワウの食害を防ぐために適正個体数の維持管理に努めます。(追加項目)

中海の自然再生目標を達成するための取り組み

中海の自然再生目標を達成するために以下の取り組みを行います。

1) 水辺の保全と再生

① アマモ場の保全と再生

アマモ・コアマモの繁殖技術の開発と復元面積拡大のための藻場造成を行います。

② 赤貝(サルボウガイ：トル)の復活

本庄水域の水質モニタリングとサルボウガイ増殖技術の開発及び資源保全対策を推進します。

③ 浅場・干潟の造成

砂浜やヨシ帯などの湖岸再生を含めた浅場造成を推進します。

④ 米子湾浚渫汚泥処分地の有効利用による湖岸再生

米子湾浚渫汚泥処分地を親水空間として活用します。

6) 汽水域生態系の保全(追加項目)

① ヌートリアなどの外来生物の駆除とあわせ駆除方法の開発を図ります。

② カワウの適正個体数の維持と食害を防ぐために適正個体数の維持管理に努めます。

2 グループ

目指すべき姿

よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海(多様な自然、汽水湖中海：トル)

かつての中海は、湖岸に藻場が広がり、多種多様な魚介類が生息し、水鳥が群がる豊かな汽水湖でした。中海の恵みを利用した生活が営まれていました。また水辺では、休日を楽しむ家族連れ等の姿が多く見られました。この自然再生がめざすのは、豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻すことです。

具体的な目標

1) 水辺の(保全と：トル)再生と活用

かつて広大な面積を占めていたアマモ場を再生するために、現在あるアマモ・コアマモ場の保全と、面積の拡大を図ります。また、中海の漁業のシンボルであったサルボウガイを復活させるため、現在中海で生息しているサルボウガイを種に、本庄水域を中心にサルボウガイの復活をはかります。失われた浅場の復活を目指し、現在まで行われてき

た浅場造成をベースに、浜の再生を含めた水辺の保全と再生を推進します。(浅場造成を推進します。:トル) また、湖岸の活用を図ります。(での親水空間の確保を目的とした親水公園作りを行います。:トル)

中海の自然再生目標を達成するための取り組み

中海の自然再生目標を達成するために以下の取り組みを行います。

1) 水辺の保全と再生

- ① アマモ場の保全と再生
アマモ・コアマモの繁殖技術の開発と復元面積拡大のための藻場造成を行います。
- ② 赤貝（サルボウガイ）の復活
本庄水域の水質モニタリングとサルボウガイ増殖技術の開発及び資源保全対策を推進します。
- ③ 水辺の再生（浅場・干潟の造成：変更）
浅場をベースに
砂浜やヨシ帯などの湖岸再生を含めた浅場造成を推進します。
- ④ 米子湾浚渫汚泥処分地の有効利用による湖岸再生
米子湾浚渫汚泥処分地を親水空間として活用します。

2) 水環境の（質浄化と底質：変更）改善による汽水域生態系の回復（保全：変更）

- ① 浚渫窪地の環境改善
浚渫窪地の現状調査を行います。溶存酸素供給実験や産業副産物や砂などによる覆砂や埋め戻し実験を行い、効果を検証します。
- ② 貧酸素水塊の解消
貧酸素水塊形成メカニズムの解析を進めるとともに、貧酸素水塊解消手法の開発研究を行います。
- ③ 汽水域生態系の物質循環を利用した水質改善
サッパ、コノシロなどの未利用漁業資源の利用技術の開発や浮島ビオトープなどによる湖内直接浄化技術の開発、および海藻の資源化技術の開発を行います。
- ④ 流入負荷の削減
住民参加による河川環境モニタリングや水質浄化活動を推進し、流入負荷削減を図ります。

3) 湿地の保全と（ラムサール条約に基づく：トル）水鳥との共存

- ① コハクチョウの生息場所の回復
コハクチョウの餌となる水草の調査及び湖岸での水草増殖手法の開発を行います。
- ② シギ・チドリの中継地の保全と再生
湖岸周辺の休耕田などの未利用農地を冬季湛水田とし、飼料水稻などの栽培により

維持管理を図ります。

③ **ガン・カモ類の生息場所の保全**

ガン・カモ類の餌場環境の調査と保全対策の作成を行います。潜水性カモ類の餌としての二枚貝類の評価を行います。

5) 循環資源の活用の推進（社会の構築：変更）

① **漁業の再生による循環促進**

汽水域生態系の物質循環を利用した水質改善を促進するため、中海産魚介類の利用を促進し、郷土食文化の復活のためのイベントを開催します。

② **自然湖岸と浜の復活再生**

浜を活用した湖とのふれあいのための企画を立て、実施します。

1) に移動する。

③ **流域内資源の利用の促進（循環システムの構築：変更）**

飯梨川の河川敷を利用した飼料生産を行います。

④ **伝統産業の復活**

海藻肥料などを使った浜綿やサツマイモなどの生産を行います。出来たサツマイモから焼酎を造ります。来待石の利用技術の開発を行います。

⑤ **有機農業の促進**

中海流入負荷削減のための有機農業を推進します。

3 グループ

中海自然再生の目標

中海を中心とした資源循環が行われていた干拓事業開始前の環境、すなわち**昭和 30 年代前半（昭和 20 年代後半：変更する）**の自然環境や資源循環の再構築を目指した取り組みを推進します。目指すべき姿と具体的な 5 つの目標を以下のように設定します。

目指すべき姿

よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海、多様な自然、汽水湖中海（例）

豊かな漁場、遊べるきれいな中海、多様な自然、汽水湖中海

かつての中海は、湖岸に藻場が広がり、多種多様な魚介類が生息し、水鳥が群がる豊かな汽水湖でした。中海の恵みを利用した生活が営まれていました。また水辺では、休日を楽しむ家族連れ等の姿が多く見られました。この自然再生がめざすのは、豊かな汽水湖の環境と生態系、**浜の再生を含めた「渚」と浅場造成**、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻すことです。

具体的な目標

2) 湖水（水質：変更）浄化と底質改善による汽水域生態系の保全

住民参加による河川環境モニタリング（と浄化活動：トル）を行い、流入負荷削減

を図ります。干拓工事により拡大した貧酸素水塊解消を目指し、貧酸素水塊形成メカニズムの解析を進めるとともに解消手法の開発研究を行います。また、貧酸素水塊の大きな発生場所である浚渫窪地の環境改善を図るため、浚渫窪地の現状や環境改善手法について調査研究します。未利用漁業資源の活用などで汽水域生態系の物質循環を利用した水質改善をはかります。

3) ラムサール条約に基づく水鳥との共存

ラムサール条約登録湿地としての環境を維持し、さらに豊かにしてゆくため、コハクチョウの餌となる水草を湖岸で増殖させる手法の開発を行います。また、シギ・チドリの中継地の保全と再生を目的に、湖岸周辺の休耕田などの未利用農地を冬季湛水田とし、飼料水稻などの栽培により維持管理をはかります。また、冬季に数多く飛来するガン・カモ類の餌場環境の調査と保全対策を行います。

賢明利用の表現は？

5) 循環型社会の構築

漁業の**振興（再生：変更）**による物質循環を促進するため、中海産魚介類の利用促進と郷土食文化の復活を図ります。自然湖岸と浜の復活再生をはかります。河川敷などを家畜飼料生産の場として活用するなど流域内での資源循環システムを構築します。かつて弓浜半島で行われていた海藻肥料を使った棉花栽培を復活させる取り組みをします。また、海藻肥料を使ったサツマイモ栽培と芋焼酎づくりを行います。かつて、多く使われていた来待石などの伝統産業の復活を支援します。中海や中海流域の豊かな生態系の回復や流入負荷削減のため有機農業を促進します。

中海の自然再生目標を達成するための取り組み

中海の自然再生目標を達成するために以下の取り組みを行います。

1) 水辺の保全と再生

① アマモ場の保全と再生

アマモ・コアマモの繁殖技術の開発と復元面積拡大のための藻場造成を行います。

② 赤貝（サルボウガイ）の復活

本庄水域の水質モニタリングとサルボウガイ増殖技術の開発及び資源保全対策を推進します。

③ 浅場・干潟の造成

砂浜やヨシ帯などの湖岸再生を含めた浅場造成を推進します。

④ 米子湾浚渫污泥処分地の有効利用による湖岸再生を行い親水空間として活用

米子湾浚渫污泥処分地を親水空間として活用します。

2) 湖水（水質：変更）浄化と底質改善による汽水域生態系の保全

① 浚渫窪地の環境改善

浚渫窪地の現状調査を行います。溶存酸素供給実験や産業副産物や砂などによる覆

砂や埋め戻し実験を行い、効果を検証します。

② 貧酸素水塊の解消

貧酸素水塊形成メカニズムの解析を進めるとともに、貧酸素水塊解消手法の開発研究を行います。

③ 汽水域生態系の資源（物質：変更）循環を利用した水質改善

サッパ、コノシロなどの未利用漁業資源の利用技術の開発や浮島ビオトープなどによる（湖内直接：トル）浄化技術の開発、および海藻の資源化技術の開発を行います。

④ 流入負荷の削減

住民参加による河川環境モニタリングを行い（水質浄化活動を推進し：トル）、流入負荷の削減を図ります。

3) ラムサール条約に基づく水鳥との共存

① コハクチョウの生息場所の回復

コハクチョウの餌となる水草の調査及び湖岸での水草増殖手法の開発を行います。

② シギ・チドリの中継地の保全と再生

湖岸周辺の休耕田などの未利用農地を冬季湛水田とし、また飼料水稻などの栽培により維持管理を図ります。

③ ガン・カモ類の生息場所の保全

ガン・カモ類の餌場環境の調査と保全対策の作成を行います。潜水性カモ類の餌としての二枚貝類（ホトトギス貝：追加）の評価を行います。

4) 将来を担う子ども達と進める環境学習の推進

① 河川や湖沼の環境学習プログラムの作成と実施

住民参加による飯梨川など中海流入河川の環境や中海などの湖沼環境を学習するプログラムを作成し実施します。（住民参加による飯梨川、野上川調査を実施します。：削除）

② 環境学習ネットワークの構築

中海周辺各地で行われている環境学習やこどもエコクラブなどの組織の連携を図ります。

③ 中海環境データベースの構築

大学や行政機関が保有するデータベースの有効利用を推進します。

④ 中海環境マップの作成

飯梨川水道マップ、飯梨川環境マップなど中海に関連した環境マップを作成します。

⑤ 中海の自然再生活動の広報活動

イラスト・ポスター募集活動、絵はがき作成などの活動を行います。

⑥ 環境及び生き物について調査学習するプログラム・・・

5) 循環型社会の構築

- ① **漁業の振興による資源循環（漁業の再生による循環促進：変更）**
汽水域生態系の物質循環を利用した水質改善を促進するため、中海産魚介類の利用を促進し、郷土食文化の復活のためのイベントを開催します。
- ② **自然湖岸と浜の復活再生**
浜を活用した湖とのふれあいのための企画を立て、実施します。
- ③ **流域内資源循環システムの構築**
飯梨川の河川敷を利用した飼料生産を行います。
- ④ **伝統産業の復活**
海藻肥料などを使った浜綿やサツマイモなどの生産を行います。出来たサツマイモから焼酎を造ります。来待石の利用技術の開発を行います。
- ⑤ **有機農業の促進**
中海流入負荷削減のための有機農業を推進します。

4 グループ

具体的な目標

1) 水辺、水際の保全と再生

かつて広大な面積を占めていたアマモ場を再生するために、現在あるアマモ・コアモモ場の保全と、面積の拡大を図ります。また、中海の漁業のシンボルであったサルボウガイを復活させるため、現在中海で生息しているサルボウガイを種に、本庄水域を中心にサルボウガイの復活をはかります。失われた浅場の復活を目指し、現在まで行われてきた浅場造成をベースに、浜の再生を含めた浅場造成を推進します。また、湖岸での親水空間の確保を目的とした親水公園作りを行います。

2) 水質浄化と底質改善による汽水域生態系の保全

住民参加による河川環境モニタリングと浄化活動を行い、流入負荷削減を図ります。干拓工事により拡大した貧酸素水塊解消を目指し、貧酸素水塊形成メカニズムの解析を進めるとともに解消手法の開発研究を行います。また、貧酸素水塊の大きな発生場所である浚渫窪地の環境改善を図るため、浚渫窪地の現状や環境改善手法について調査研究します。未利用漁業資源の活用などで汽水域生態系の物質循環を利用した水質改善をはかります。

水域湖底を追加する。

中海の自然再生目標を達成するための取り組み

中海の自然再生目標を達成するために以下の取り組みを行います。

1) **湖岸（水辺：変更）の保全と再生（水辺：湖岸周辺と考えるべき）**

- ① **アマモ場の保全と再生**
アマモ・コアモモの繁殖技術の開発と復元面積拡大のための藻場造成を行います。

② 赤貝（サルボウガイ）の復活

本庄水域の水質モニタリングとサルボウガイ増殖技術の開発及び資源保全対策を推進します。

- ・サルボウは水辺で多く、湖心では・・・具体的な目標にあっているのでは？
- ・サルボウは卵の時にアマモ場を使うのかな？ → 5) にまわした方が適当

③ 浅場・干潟の造成

砂浜やヨシ帯などの湖岸再生を含めた浅場造成を推進します。

④ 米子湾浚渫汚泥処分地の有効利用による湖岸再生

米子湾浚渫汚泥処分地を親水空間として活用します。

2) 水質浄化と底質改善による汽水域生態系の保全

① 浚渫窪地の環境改善

浚渫窪地の現状調査を行います。溶存酸素供給実験や産業副産物や砂などによる覆砂や埋め戻し実験を行い、効果を検証します。

② 貧酸素水塊の解消

貧酸素水塊形成メカニズムの解析を進めるとともに、貧酸素水塊解消手法の開発研究を行います。

③ 汽水域生態系の物質循環を利用した水質改善

サップ、コノシロなどの未利用漁業資源の利用技術の開発や浮島ビオトープなどによる湖内直接浄化技術の開発、および海藻の資源化技術の開発を行います。

④ 流入負荷の削減

住民参加による河川環境モニタリングや水質浄化活動を推進し、流入負荷削減を図ります。

⑤ 水循環修復のための

技術集約基地

- ・工場へ点原負荷の技術的に高いのでは・・・
- ・P（リン）の回収技術の開発 → 島根大学
- ・鳥取大学乾燥地研究では、水の作り方を研究をしている。
- ・個別技術の集積も必要。

3) ラムサール条約に基づく水鳥との共存

① コハクチョウの生息場所の回復

コハクチョウの餌となる水草の調査及び湖岸での水草増殖手法の開発を行います。

② シギ・チドリの中継地の保全と再生

湖岸周辺の休耕田などの未利用農地を冬季湛水田とし、飼料水稻などの栽培により維持管理を図ります。

③ ガン・カモ類の生息場所の保全

ガン・カモ類の餌場環境の調査と保全対策の作成を行います。潜水性カモ類の餌と

しての二枚貝類の評価を行います。

その他の意見

- ・保全、再生
- ・ワイズユース（・・・5）に持続可能とかワイズユースという言葉を入れた方が
良い
- ・CEPA

4) 将来を担う子ども達と進める環境学習の推進

- ① 河川や湖沼の環境学習プログラムの作成と実施
飯梨川など中海流入河川の環境や中海などの湖沼環境を学習するプログラムを作成し、実施します。住民参加による飯梨川、野上川調査を実施します。
- ② 環境学習ネットワークの構築
中海周辺各地で行われている環境学習やこどもエコクラブなどの組織の連携を図ります。
- ③ 中海環境データベースの構築
大学や行政機関が保有するデータベースの有効利用を推進します。
- ④ 中海環境マップの作成
飯梨川水道マップ、飯梨川環境マップなど中海に関連した環境マップを作成します。
- ⑤ 中海の自然再生活動の広報活動
イラスト・ポスター募集活動、絵はがき作成などの活動を行います。

その他の意見

- ・総合学習への支援 → 学校教育へ組み込むため
- ・白鳥号を使って学習
- ・出張実験のもつパターンと支援プログラム
- ・独自のプログラムとして
ゴズ釣り、白鳥号に乗る、水質と生物調査等のプログラムを作って支援する。
- ・③と④の違いがわからない。
- ・島根大学教育学部 → 環境教育プログラムを作っている。これを活用する。
- ・小学校は「野鳥の会」教育に興味あり。

5) 循環型社会の構築

- ① 漁業の再生による循環促進
汽水域生態系の物質循環を利用した水質改善を促進するため、中海産魚介類の利用を促進し、郷土食文化の復活のためのイベントを開催します。
- ② 自然湖岸と浜の復活再生
浜を活用した湖とのふれあいのための企画を立て、実施します。 → 1) に移動する。
- ③ 流域内資源循環システムの構築

飯梨川の河川敷を利用した飼料生産を行います。

④ 伝統産業の復活

海藻肥料などを使った浜綿やサツマイモなどの生産を行います。出来たサツマイモから焼酎を造ります。来待石の利用技術の開発を行います。

⑤ 有機農業の促進

中海流入負荷削減のための有機農業を推進します。

⑥ 赤貝が入るべき

その他の意見

・生命との

①生命と物質循環

②済的

③

5 グループ

中海自然再生の目標

中海を中心とした資源循環が行われていた（干拓事業開始前の環境、すなわち：トル）昭和 20 年代後半の自然環境や資源循環の再構築を目指した取り組みを推進します。目指すべき姿と具体的な 5 つの目標を以下のように設定します。

目指すべき姿

よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海（、多様な自然、汽水湖中海：トル）

かつての中海は、湖岸に藻場が広がり、多種多様な魚介類が生息し、水鳥が集まる（群がる：変更）豊かな汽水湖でした。中海の恵みを受けた（利用した：変更）生活が営まれていました。また水辺では、休日を楽しむ家族連れ等の姿が多く見られました。この自然再生がめざすのは、豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらす豊かな（きれいな：変更）自然を取り戻すことです。

具体的な目標

3) ラムサール条約に基づく水鳥との共存

ラムサール条約登録湿地としての環境を維持し、さらに豊かにしてゆくため、コハクチョウの餌となる水草を湖岸で増殖させる手法の開発を行います。また、シギ・チドリの中継地の保全と再生を目的に、湖岸周辺の休耕田などの未利用農地（雑草対策ととらえる。）を冬季湛水田とし、飼料水稻などの栽培により維持管理をはかります。また、冬季に数多く飛来するガン・カモ類の餌場環境の調査と保全対策を行います。

中海の自然再生目標を達成するための取り組み

中海の自然再生目標を達成するために以下の取り組みを行います。

1) 水辺の保全と再生

- ① アマモ場の保全と再生
アマモ・コアマモの繁殖技術の開発と復元面積拡大のための藻場造成を行います。
- ② 赤貝（サルボウガイ）の復活
本庄水域の水質モニタリングとサルボウガイ増殖技術の開発及び資源保全対策を推進します。
- ③ 浅場・干潟の造成
砂浜やヨシ帯などの湖岸再生を含めた浅場造成を推進します。
- ④ 米子湾浚渫汚泥処分地の有効利用による湖岸再生
米子湾浚渫汚泥処分地を親水空間として活用します。
- ⑤ 自然湖岸と浜の復活再生
浜を活用した湖とのふれあいのための企画を立て、実施します。

3) ラムサール条約に基づく水鳥との共存

- ① コハクチョウの生息場所の回復
コハクチョウの餌となる水草の調査及び湖岸での水草増殖手法の開発を行います。
- ② シギ・チドリの中継地の保全と再生
湖岸周辺の休耕田などの未利用農地（雑草対策ととらえる。）を冬季湛水田とし、飼料水稻などの栽培により維持管理を図ります。
- ③ ガン・カモ類の生息場所の保全
ガン・カモ類の餌場環境の調査と保全対策の作成を行います。潜水性カモ類の餌としての二枚貝類の評価を行います。

5) 循環社会の構築

- ① 漁業の再生による循環促進
汽水域生態系の物質循環を利用した水質改善を促進するため、中海産魚介類の利用を促進し、郷土食文化の復活のためのイベントを開催します。
- ② 自然湖岸と浜の復活再生
浜を活用した湖とのふれあいのための企画を立て、実施します。
1) 水辺の保全と再生に移動
- ③ 流域内資源循環システムの構築
飯梨川の河川敷を利用した飼料生産を行います。
- ④ 伝統産業の復活
海藻肥料などを使った浜綿やサツマイモなどの生産を行います。出来たサツマイモから焼酎を造ります。来待石の利用技術の開発を行います。
- ⑤ 有機農業の促進
中海流入負荷削減のための有機農業を推進します。

その他の意見

1. 多様な自然 → 不要では。
2. 汽水湖中海 → 中海でよいのでは。
3. ことば、文章が長いのでは。
4. 子供が理解できる、フレーズ
5. 豊かという言葉は残すべき。
6. 遊べる → 泳げる
- 7.

6 グループ

目指すべき姿

よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海、多様な自然、汽水湖中海（例）

よみがえれ、汽水湖中海

～ 豊かで遊べるきれいな中海、多様な自然 ～

かつての中海は、湖岸に藻場が広がり、多種多様な魚介類が生息し、水鳥が群がる豊かな汽水湖でした。中海の恵みを利用した生活が営まれていました。また水辺では、休日を楽しむ家族連れ等の姿が多く見られました。この自然再生がめざすのは、豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻すことです。

具体的な目標

2) 水質（浄化：トル）と底質改善による汽水域生態系の保全

住民参加による河川環境モニタリングと浄化活動を行い、流入負荷削減を図ります。干拓工事により拡大した貧酸素水塊解消を目指し、貧酸素水塊形成メカニズムの解析を進めるとともに解消手法の開発研究を行います。また、貧酸素水塊の大きな発生場所である浚渫窪地の環境改善を図るため、浚渫窪地の現状や環境改善手法について調査研究します。未利用漁業資源の活用などで汽水域生態系の物質循環を利用した水質改善をはかります。

中海の自然再生目標を達成するための取り組み

その他の意見

⑤ 産官学が協同で出来る基地 → 基地とはどういうイメージ？

3) ラムサール条約 → ワイズユース → 5) に移動する。

(以上)

第8回中海自然再生協議会議事録

平成20年9月27日（土） 13:00～16:30

鳥取県西部総合事務所 講堂

議事次第

13:00～15:00

中海自然再生全体構想案の説明と全体討議

15:15～16:00

今後の進め方について

16:00～17:00

各種報告

「議事要約」

第8回協議会を2008年9月27日（土）に鳥取県西部総合事務所で行った（出席者名簿は別記）。高安会長から挨拶があり、引き続き全体構想の説明と全体討議を行った。前回協議会でのグループ討議、全体討議で出された意見にもとづいて全体構想検討部会で討議を行って作成した原案について副部長から説明があり、その後、全体討議を行った。その結果、ほぼ意見は出尽くしたので、これらを踏まえて部会で最終案を作成すること、残された課題である「9）自然再生協議会の役割分担および構成」については案に掲載されている専門部会（3）、地域部会（3）、専門機関（1）、団体（4）、関連団体（9）、地方公共団体（7）、国の行政機関（4）に役割分担表の5つの項目のどれを分担（参加）するかを照会（10月末までに回答を要請）することとした。事務局からは次の協議会では全体構想をまとめ、実施計画の検討に入りたいとの方針が示された。

今後の予定では次回協議会を11月22日（土）とすること、協議会・各部会の活動経費をどう賄うかについての討議を行った。

各種報告では、「中海の自然再生に関する普及及び啓発活動等業務」（環境省）が採択され、全体構想のパンフレットの作成に充てる予定であること、「水環境修復技術国内外展開方策検討委員会（広島）」の報告が事務局からあり、中海についても協議会の下にWGをつくって対応したいとの説明がなされた。

【資料】

全体構想（案）および協議会・各部会の活動経費についての討議の概要

（案作成側のメンバー以外は記号で示す。）

(全体構想案について)

増田全体構想副部長から案の提案に至る経緯の説明があり、その後には討議を行った。

高安議長：全体構想に付いての説明がありましたが、字句の訂正も含めて全体の構成や内容について議論をしてもらいたいと思います。

相崎事務局長：全体構想の中でとくに取り組みや基本的な考え方等について、討議をしてもらいたいと思います。文章的なことについては後からでも云っていただければ検討します。

議長：議論のきっかけにしてもらいたいので話しますが、大学でも、ある計画、目標を作成する場合に、どのレベルに到達したときにその計画が達成されたかを考えます。数値目標が一番分かりやすいですが、何をもってこの目標が、一応達成されたかをある程度明確にしておいたほうが良いと思います。たとえば中海が自然の治癒力・復元力で自立的に回復しているのを見極めることができる段階で、一応の目標が達成できたとしてなんらかの指標でそれを確認できた段階で達成できたというような設定です。具体的なイメージを設定しておかないと、いつまでのその事業を続けていくことになります。

T：最近感じたことですが、食の安全や食料の自給率の問題が大きく取り上げられています。崎津部会では、焼酎や、綿花を作っていますが、子ども達に安全な物を食べさせたいと思いますので、この協議会でも食の安全等も問題を取り上げてもらい、食の安全、安心の項目を入れてもらいたいと思います。

増田部会長代理：全体構想では、おおきな考え方を記載しています。いま云われたことは個々の問題ですので、実施の段階で扱ってもらいたいと思います。

O：鳥取県が実施している中海の調査がありますが、先日、会合があつて、調査項目のなかで「中海の魚を食べてみたいか」との項目では、食べてみたくないという回答が一番多かった。私は中海の魚は美味しいと思います。現在、石油が高騰し、食料も上がっています。地球の温暖化の問題の深刻です。中海が本当に豊かになれば、油を多く使って遠くの海まで行って、魚をとってこなくても良くなります。現在、有機農業への関心が高まっています。中海の運動としてそのような目標を示すことについても、全体構想に入れてもらいたいと思います。

増田部会長代理：5)の循環型社会の構築の中で、そのような内容について記載しています。

F：全体構想の「はじめに」は高安会長にお願いしています。9番目の役割分担の表の記載方法として5つの項目しか書いてありませんが、細分化した項目まで記載するのですか。いまイラスト・ポスターの募集をしています、それらを入れるのですか。

増田部会長代理：役割分担の表ですが、5つの項目について、項目ごとに細かく記載していくと、とくに行政側の方では記載しにくい場合がでてくると思われますので、このようにしています。

相崎事務局長：イラストについても、この全体構想の小冊子に入れていこうと思ってい

ます。構成についてほかに意見があれば検討します。

N: 高安議長の言われた「何か到達点があれば、それを明らかにしてそれに向かっていく」ということは、そのとおりだと思います。Kさんがメールで意見を出しておられますが、その内容は、20年先の具体的な目標があって、それに向かって取り組んでいくといったほうが、イメージが湧いて取り組みやすいと思います。そして、20年先の目標に向かって、いまどの段階なのかをチェックできます。取り組みますというだけでは抽象的で、絵に描いた餅に終わってしまう恐れもあります。この前の全体構想検討部会では、Kさんの案がどのように議論されたのでしょうか。この考えは先ほどの高安議長の考えにも適合しています。

議長: このような事業では、まず目標をたて、ゴールがどこなのか、方向はどうか、あとは評価です。評価というのは、何をもちてゴールに到達したといえるのか、または、いま何合目くらいにいるのかが分かることが大事です。ですから、この事業を継続している際に、いまはどのあたりにいるのかが実感できるような、何かそのようなものがあると良いと思います。

増田部会長代理: Kさんの提案について、前回の専門部会でも議論がありました。そうはいっても、その裏付けとなるものについて、非常に困りました。この全体構想の中の6番目の自然再生の目標の中で、昭和20年代後半から、30年前半の中海を取り戻そうと書いていますが、それでは、この目標をいつまでに設定するのかを記載することは、予算の関係等からとても設定しにくかったということがあります。今後は、個々の実施計画の中に細かく目標が立てられればと思います。現段階では大枠としてこのような形で全体構想を作っておいて、あとは実施の段階で進めて行くという考えです。

N: その辺が鍵だと思いますが、やはり全体構想でも20年先では、このようなことが実現しているという目標を立てておいて、行政、民間が協力して一ずつ実現していくことが良いと思います。事業ができたものしか目標を立てられないとすると、抽象的にものに終わってしまう恐れがあります。これまでのようにスローガン倒れに終わると見られないように、Kさんの提案のような記載を入れたほうが良いと思います。発言しました。

徳岡（事務局）: 私も全体構想部会に参加して、会議を重ねてきて、このような全体構想の書き方になりましたが、何年後に目標を達成するのかについての議論もありました。たしかにKさんの提案で、何年後に貧酸素水塊が解消する等の目標設定の記載については、分かりやすい点がありますが、妥当性というか、その目標に至る経緯がありません。その実現については、参加する構成員の意欲の度合いにもよると思われれます。いろいろなレベルで参加しているので、そのところで決めるのはなかなかむずかしいと思います。Kさんの提案では、他の地区の自然再生協議会の全体構想の中には、目標の達成時期が記載されていると言われましたが、それらの自然再生協議会のテーマは非常に限定されていて、達成時期を明確にしやすいケースが多いように思います。中海は、問題が多様であるために設定時期が記載しにくかった面があります。この後に実施計画を作成して

いくわけですが、すでに実施中のものがあります。このあたりで、この 2 年間にできているものについて、まとめていったほうが良いと思います。たとえば崎津部会の芋焼酎、飯梨側部会の牧草、環境省技術開発推進費による浚渫窪地の埋め戻しなどについてまとめていけば、それは、第一歩を踏み出したことになり、ゴールのところまでイメージが描けるということもあると思います。協議会としては、現段階で何年後に目標を達成できるのかについては記載しないでおこうという考え方です。

- O** : 科学的知見に基づく実施の項の中で、工事等を行うことを前提とせずという記載があります。中海の再生のためには干拓・淡水化のために改変した地形をできるだけ元の海に戻すことが必要です。第一に反時計回りの流れを取り戻すために森山、大海崎堤を 160～200m 開削すること、第二に干拓のために作った窪地の埋め戻し、第三に浅場、なぎさの復活などを私たちはすでに国に対して要求しています。現在進めている調査、研究などはこれらについていっそう科学的に検証し、より効果的な工事のやり方を検討、提案することだと考えます。これらの工事は誰の責任で行うかも提案するというか、明らかにすることも課題と思います。これらの工事も「前提にしない」ということでしょうか。また、埋め戻し工事をできるだけ早期に進めることについてというか考え方について、三河湾の埋め戻しの工事の際に、「100 パーセントこうだろうと分かってからやるんでは、永久にできない。こうだろうと分かった段階で実施していくことが必要だ」ということが教訓になりました。美しい中海を守る住民会議では中海を再生する事業について要望してきましたが、工事等を行うことを前提とせずということはこれらも含むのかなど、十分納得できないので説明をお願いします。

相崎事務局長 : この部分は全体構想検討部会長の国井先生が担当していて、具体的にまだ議論していません。この記載は、一般的な、全国に通用する記載で、中海について、個別に具体的に検討して、記載されるようになっていきますので、意見をいってほしいと思います。

- O** : 実施計画が出て、両方併せて議論できれば理解できると思います。

議長 : 中海は広域で、多様ですが、状況が似ているのは釧路湿原です。対象区域がとても広い区域です。この協議会の全体構想のなかで、目的は湿原生態系の質的量的回復、維持する循環の再生、湿原生態系と持続的に関わる社会、経済関係等が記載されています。評価については、各施策が達成されたかを評価する基準として、湿原の面積とか希少生物の個体数等をチェックしていこうということになっています。様々な施策をする中で、具体的にそれが目標に向かっているかが確認されるということを明記するという事です。チェックしながら、我々の行動が確実に効果を上げているんだということを確認できる、と書いてあります。数値目標については、今後の情報の集積と協議会での検討を重ねて具体的に設定していきますという説明になっています。おおまかでもいいですから、施策としてどういうふうにするのかということをもう少し書いて、評価つまりそれが着実にすすんでいるのか、どういう指標をもって計るのかを記載すれば、実施する

際に予算が必要になり、具体的にこれが認められれば、関連する省庁等の相談しながら進めることができます。この全体構想にもうちょっと踏み込んだところが欲しいと思います。

相崎事務局長：評価の仕方については、8章のところで記載してもいいかなと思います。

目標や施策については、釧路湿原の全体構想とそんなに変わらないと思います。この場では、この全体構想のなかで、評価の仕方について記載するのか、または、おのこの実施計画のなかで、その評価の仕方を記載するのかを意思統一しておいてもらいたいと思います。

F：全体構想ができれば、次は実施計画書の作成に移りますが、全体構想の中に、実施計画へ続く接点とか橋渡しをする取っ手を付けておかないと、また一からの議論になります。たとえばアマモ場の保全という計画がありますが、全体構想の中にたとえば20年後には、このような程度になっていますというようなことが記載してあれば、実施計画も作成しやすいとおもいます。

議長：釧路湿原にもどりますが、取り戻す姿は具体的にはいつ頃のイメージかという、ラムサール条約登録前を一つの姿としています。その姿を取り戻すために人々が行動していくという行動計画です。20年後にはこういう風になっていますと言い切るのではなくて、将来は、ここを目指しています、そのために我々は、こういう行動をします、その行動の結果がこういう指標で現れているのかどうか分かりますということで良いと思います。

M：たとえば湖沼保全計画等の事業計画については、目標を記載します。そして目標達成するために何をするのか、具体的なアクションプログラムを作成し、それを誰がやるのか、さらにスケジュールを作成するのが一般的な計画の中では求められます。環境の場合は、実施したことを評価するのが非常に難しいと思います。たとえば湖沼の環境改善の事業の評価について、いろいろな視点、観点があります。水質でやるのか生物量でやるのか、あるいは我々が現在やっている護岸堤の自然化による浅場の面積ですのか等です。イメージですと人によって異なるので、なにか尺度が必要になります。この全体構想については、皆さんの思いが入っていますが、もう少し人が動けるようなもの、それは実施計画のなかに入ってくると思いますが、その様な感じがしました。

A：最近の計画書の作り方は、大きな目標をたてる。その次には実行で、次にチェックがあります。なにをもってこれが達成できたとするのか。その際に事前評価をし、途中評価をし、最後には、事後評価をします。最近では竜串自然再生協議会では、珊瑚の再生を目指して、6つくらいの目標を立てています。中海の場合は、広くて、項目が大きいので、総花的になってしまって、結果的には、何も進まないという恐れもあるので、ある程度絞ってやっていくのも方法だと思います。

M：全体計画と実施計画を繋ぐものがあれば、実施計画を作る際にやりやすいのではないかと思います。環境省としては、子ども達との環境学習について、一緒にできると思い

ます。データベース作り、ネットワーク作りができるのではないかと思います。全体構想の中では書いてありますが、五つの柱には、その件が書いてないところもありますので、全体計画を実施計画のつなぎの部分を書き足したら良いと思います。

議長：この全体構想が上にあがっていった段階で、認められる全体構想計画でなくてはなりません。たとえば環境教育学習では、この周辺の小学校では、在学中に必ず中海についての環境体験学習を取り入れる、その様な目標を設定する。それをするためにどういうことをするのか、誰が責任をもって働きかけ小学校のカリキュラムに組み込むのか、これは実施計画のほうに入ってきますが、ただ目標を決めておかないと実施計画もできません。ただあまりにも漠然と環境教育を行いますではどうかと思います。具体的に踏み込んであるものもあれば、ないものもあります。もう少し分かりやすく特定できるものにならないかなと思います。

徳岡（事務局）：会長に反抗するようですが、別な意見もあります。NPOが中心になっている事業は、自分からやろうという気になっている人が実施します。イラスト募集についても、各学校、公民館に依頼しましたが、もらった方が主体的に判断して応募してきました。浚渫窪地にしても、海藻を肥料にしての焼酎作りにしても、自分たちがそれをやりたいから、研究したいからやっています。一点突破型だと思います。一点突破すれば、後は加速度的に進む場合が、自然再生の場合は多いと思います。漁業関係でも、赤貝が採れはじめれば、あとは爆発的に増えると思います。何年に何%、その次に5%ずつ増やしていくというようなものでは無いと思います。第6章の目標でイメージが示され、第7章でそのための取り組みが記載されていますが、先ほど事務局長が言われたように、第8章では、もう少しふくらませて記載したほうが良いとは思いますが。確かに釧路湿原の全体構想はよく書けているとは思いますが、中海の全体構想を上にあげて行けば、いろいろと指摘されると思いますので、書けるところは、書いたほうが良いと思います。8章の科学的知見に基づく実施の欄に、今まで出てきた意見をふくらまして記載すれば良いと思います。基本的には、ここに参加している人が、自分たちがやりたいことは、この全体構想を通して実施計画を作成し、NPO等が中心になっているものは、一点突破で進めて行けば良いし、行政が中心になっているものは、行政のルールに従って、一つ一つどこまで何をやるかということを作っていただければと思います。様々なことがあっていいと思います。

議長：何年後に何パーセントというような目標のことを言っているのではなくて、着実に前進しているのを何で計るかということを行っています。

T：全体構想と実施計画の接点を記載したほうが良いという意見には賛成です。8章の4項に順応的な進め方ということが記載してありますが、このなかに5つの取り組みに対する進め方について、ふくらませておいたほうがよいのかなと思います。1章の「はじめに」という高安会長の文章が決め手になってくると思います。この全体構想は他の地域のものとは比べても、ひけをとらないものだと思います。

相崎事務局長：全体構想と実施計画は、一体のものです。ですから国へは実施計画ができた段階で、全体構想と一緒に提出されるので、別々のものではありません。全体構想はどのような考え方で実施していくのかというベースになる考えを誰もが共通の理解を持つものです。

F：中海の再生事業は、対象が広いし、項目が多くあります。ハード事業によるものと、ソフト事業でやるものがありますが、ソフト事業でやるものも多くあります。

それぞれの項目について、PBC を実施計画の中でまわしていくような、つまり一つの項目について到達点はどこなのか、手法はどうかを示しておかないと実施計画書にならないと思います。5つの取り組みに対してPBCをまわしていかねばなりません。今後全体構想ができあがれば、実施計画の協議になりますが、8章の中をふくらませて、それぞれの実施計画の作成の指針となるような取っかかりを作っていくことが必要だと思います。

K：実施計画についてですが、この内容はたとえば5つも目標の中の水辺の保全等のなかの一項目にアマモ場の保全等がありますが、これら一つ一つに実施計画を作成するということでしょうか。

相崎事務局長：後半の部で、今後の取り組みの中で、実施計画の作成について協議していると思います。

議長：実施計画のイメージがつかめないと、全体構想の書きぶりがつかめないということだと思います。

相崎事務局長：役割分担と構成の章がありますが、それぞれの団体等がどの項目に関わるのかを記載されますが、それをベースにそれぞれの団体やグループが実施計画を作成してもらい、それを持ち寄って共通するところがあれば、それを集約して一つの実施計画にしていくという形になるのではないかと考えています。

K：実施計画書のイメージはわかりました。この全体構想計画は、これまで何回も協議しましたし、全体構想検討部会でも何回も協議しています。高安会長の考えもわかりますが、途中の進行具合の評価の方法はなかなか難しいと思いますので、その評価について実施計画のほうで可能であれば、記載できればと思います。

W：全体構想の6章の中でかなり具体的な目標が記載されています。この目標をいつまでに達成するのかの設定を記載するのが良いのかどうか、また、その設定はかなり難しいと思います。

議長：いつまでにとことを設定すると言っているのではなくて、ここに向かっていくのを実感できるような、何でもって実感できるのかということを行っているわけです。

W：オゴノリ等とかが、これが、現在とどう変わっているのかを検証していかななくてはその進捗状況はわかりません。着工する前に調べておかねば分かりませんし、それが3年後、5年後等にはどうなるのかを調べることによって進捗状況を把握できると思いますが、おおきな作業になると思います。それが、中海の再生が進んでいるという実感を得る一

つの方法だと思えます。

議長：そのことは最後の8章の最後に、モニタリングをするということが書いてあります。効果が上がらないということであれば、その都度、別な方法を考えていくということが順応的な進め方だと思えます。

W：目標とモニタリングをかみ合わせながら、進捗状況を把握していくことが必要と思えます。それを文章で記載することは難しいと思えますが、あとはどうやって運用していくかだと思えます。

F：たとえば、五つの目標のなかの最初の項の2番目に、湖岸と浜の再生がありますが、この実施計画を作成し、細部まで検証できるところまでやっていますが、逆算すると、実施計画をやったら、全体計画の目標を達成できたのかは、全く別の問題というか、可逆的ではないのではないかと思います。実施計画の中で検証しながら計画をたてるのかどうかです。6章の目標について、実施計画を個別にやったら、その目標が達成できるのかどうかは、そうはならないと思えます。実施計画をトータル的にやって始めて達成できるものだと思います。その辺のところ全体構想と実施計画をどのように関連づけていくのか私にもわかりません。どなたか示唆してもらいたいと思えます。テーマについて、取り組みやすい物や難しい物などテーマの大小が混在していますので、その辺についてどう考えておられるのか教えてほしいと思えます。

議長：今の質問は、目標を達成するために5つも項目がありますが、その項目をやっているだけで目標に確実に向かって行けるかどうかを立証するという意味だと思えますが、私はその目標に向かっていると確証できれば、いずれは到達すると思えていいのではないかと見ています。それを何年後にと設定するのは無理があるので、そうではなくて、そこにむかっていることを皆が実感できるように、どう見極めていくかということについて、最初からのべています。

F：行動そのものが到達点に向かっているならば、行動そのものも〇〇として取り上げられるということですね。

議長：釧路湿原の場合はそういう書き方になっていて、参考になります。50年先か100年先かは、わかりませんが、必ずそっちに向かっているという、早さはいろいろあると思えますが、あまりにも遅いようであれば、なにか別の方法で加速する必要がありますが、我々が目標としている方向でない方向に向かい始めたとなれば、それはまずいと思えます。

相崎事務局長：全体構想の案を作成するときに、たとえば第7章の取り組みの中の2項の3番の貧酸素水塊の解消の件ですが、これを書いて、誰がこれをするのかと思いましたが、これがやはり一番の問題ですし、目標としてあげておかねばならないと思いましたが、すぐにこれが解決できるかは誰も思っていないと思えますが、ただそれに向かって、まだ、研究等をしている段階ですが、しかし、この項目は目標に向かって、上げなくてはいけないという議論でありました。

議長：貧酸素水塊の研究によって、その原因となるものが幾つか出てきて、汚濁の負荷を止める方法で、少なくとも貧酸素水塊の発生の日数が少しずつ減ってきたという実感があれば、これは成果です。完全に無くなるまで見届けることまでは、できないかもしれませんが、そっちの方向にむかっていることが、皆が確認できれば良いと思います。

徳岡（事務局）：私は第一步を踏み出すことに重点を置いていますので、議長の考えと矛盾しているのではなく、議長の考えはまさにその通りだと思います

議長：この考えで皆さんが意思統一をして頂いてもう少し、全体構想に加筆してもらいたいと思います。他の文章についてはどうでしょうか。たとえば2章の中海は、「日本最大の汽水湖です」となっていますが、訂正が必要です。また7章2)の5番に産官学という言葉がありますが、立証等を含めると民間の目ということが必要になってきます。最近よく使うのは、産学官民という言葉です。そのように訂正してください。今の段階で気がついたことがあれば言ってください。

3 今後の進め方と協議会・各部会の活動経費について

相崎事務局長：今度の第9回中海自然再生協議会で、全体構想の採択予定しています。細かい部分は10月中に全体構想部会を開催して、修正します。

議長：11月22日の第9回自然再生協議会で、今日、協議した全体構想の最終案を示し、採択するということになります。その間に、役割分担表に関する行政機関・団体・部会で協議してもらい、関係するところに○をつけてください。

N：私は住民団体の一員ですが、具体的な実施者の形の関わりは難しいので、住民団体については参加するというので、すべてに○を記載しているところもあったんですが、関わりについて、どの程度の関わり方を考えておられるのかをお聞きします。

相崎事務局長：その点について、以前の議論で、実施者には◎、参加者は△とかの案がありましたが、そんな風な区別をつけずに、関係して一緒にやりたいと思う方は、○で良いという意見になりました。

N：その様な活動に参加するとうい解釈で良いのでしょうか。

議長：何らかの形で関われば○で良いと思います。それで良ければ、それぞれ持ち帰って検討をされて、その結果については、事務局のほうへ連絡してください。

相崎事務局長：次回の協議会の時に規約の改正をしたほうが良いと思っています。第3条の2項についてですが、事業対象区域の説明がありますが、これまでの協議の結果から、この項を削除することを次回の協議会で提案したいと思います。もう一点は部会の役割ですが、これまでは協議会の部会は協議をする場であって、実施部隊ではないとしていましたが、今後、実施計画を作成していく段階になると、地域部会等の部会自身が実施主体とならざるを得ない状況になってきます。環境教育等でも実施主体となってきます。今後は実施部隊の母体になりうるという考え方に変えていったほうがよいのではないかと。具体的には会費も取ってもよいのではないかとと思いますが、この件についての提案です。

議長：その際には、規約も変えなければなりませんか。

相崎事務局長：検討してみなければわかりませんが、規約も変える必要が出てくると思います。9章に各組織の表がありますが、それぞれの組織が実施母体としてできるような位置づけをしておいたほうが良いと思います。

W：実施を伴わない協議だけになると、実施者もやりにくい面があります。実施するための調査は協議会でやってもらいたい。調査の段階では、経費もかかりますので、そのようなことは、必要なことだと思います。

相崎事務局長：部会によっては、実施主体として再生センターがすべて担う状態にはありません。協議会メンバーのほうが、再生センターより人が集まってやりやすいという面もあります。そのような観点から、協議会を中心に動くやり方もあっていいかと思えます。

T2：飯梨部会では協議会はあくまでも協議等をする場で、河川の占用許可、補助金の申請等の実施は自然再生センターで実施しています。今後は変更することになるのでしょうか。

議長：今までは自然再生センターの飯梨川が部会でやっていたが、これからは、変わるとすれば、今後は自然再生協議会の飯梨側部会でやるということですか。

相崎事務局長：飯梨川部会の今の状態はそれでいいと思います。これから実施計画を作るわけですが、協議会の地域部会が主体となって実施計画をつくることのできるということで、いままで動いているものはそのままいいですし、壊してこっちに変更することではありません。

W：部会が沢山ありますが、部会が事業をどんどんやりだすと、会費を上げなければなりませんし、あっちの部会やこっちの部会の会費を払わなければならなくなります。会費を重複して払うことが出てきます。

相崎事務局長：そのへんを含めて切り分けてできるかどうかです。センターのほうが、これまでは部会の運営の担ってききましたが、今後は、将来的に、全部担っていくことが可能かどうかということです。

これから各地域部会等で実施計画を作成していく段階で、計画を策定した協議会の地域部会が中心となって動いていかねばなりませんし、センターがすべてやることではないと思います。これからの実施計画に向けてどのようなやり方がいいのかを検討してください。

W：調査をする費用とか、人を集めて協議をする費用とかは、協議会の地域部会で担当するなどある程度範囲を決めておいた方が良くとおもいます。協議会の部会が事業の費用まで担当すると、再生センターの事業に要する費用と重複して負担が多くなります。

相崎事務局長：事業自体の費用は、会費でまかなうことはとてもできる話ではありませんし、どこかの補助金を申請していくことになると思います。その申請をセンター中心にするのか、各部会でするのか等です。その切り分けをどうするのかです。

W：たとえば補助金の申請などを協議会の部会がするのか、センターの部会がするのかを

考えながらやっていくことですか。

相崎事務局長：実施計画は、協議会の地域部会で作っていくことになると思います。補助金の申請などセンターの部会申請したほうが良い場合もあるし、協議会の部会で申請したほうが良い場合もあります。今の実態を見ると、センターの会員より協議会の会員がはるかに多いので、協議会を母体にしたほうが、行動力が大きくなるとの印象を持っています。

W：今後は協議会の部会とセンターの部会と交通整理をしながら進めていけば良いと思います。

議長：地域の部会が具体的な事業を実施することになれば、それぞれの地域の部会ごとに必要ならば会費を定めて良いとしてもいいかなと思います。

T2：協議会の飯梨川地域部会では、会場費は費用のかからない公民館で開催しているので、通信費として年500円を会員から集めています。センターの実施部隊のほうは、助成金で運営しています。運営方針については、協議会の場で承認を得ています。実施計画についてもセンターの飯梨川方で起案して、それを協議会の部会で決定し、決定したものを上げるということでしょうか。

相崎事務局長：実際に活動されている部会の意見も大事だと思います。

F：協議会はあくまで協議する場です。協議会の飯梨川部会の会員は60人以上、センターの部会は4名くらいで、センターの名義で活動をされています。センターの部会を充実してされたら良いと思いますし、協議会の部会は協議をする場で良いと思います。

K：私は今の考えに反対です。これからは、地域の人も多く参加してもらわなければなりません。自然協議会の方が自然再生センターよりもひとを集めやすいと思います。自然協議会に入る方も何か行動をしたくて入ってくるので、ただ協議だけでは、不完全燃焼になると思います。いままでうまくいっている部会はそのままだと進んでいけば良いと思いますが、今後のことを考えると、協議会とセンターと二本立てでやるより、協議したものが、実施していくほうが自然だと思います。事業も会費のみでやれるものではありませんし、補助金等の申請に等を考えていくことだと思います。

T2：飯梨川部会では協議会の部会の会員の中で一緒に事業をしたい人には、センターの飯梨川部会に入ってもらっています。その中には酪農家や和牛農家の方で、牧草作りの実行部隊の中核となっています。今後もこのような形を取っていきたいと思います。この中で議論にでていたのは、センターの部会でセンターの会員を拡大していった場合には、その会費の幾ばくかを活動費として部会に環流してもらえれば、会員を増やすのに弾みがつくというものです。

相崎事務局長：議論が、協議会と再生センターの話になり、違う方向に進んでしまいましたが、話を戻します。今後の実施計画を作成する段階で、どのような形がいいのかを検討してください。

T：第9章の役割分担及び構成の章で構成機関、団体等の記載がありますが、この構成する

各行政機関、団体等から会費を集めることにすれば協議会自身の活動もできますし、個人から集めると問題がややこしくなりますが、どうでしょうか。

議長：自然再生協議会全体で行動する経費と再生センターの地域部会で行動する経費とが混在している気がします。それぞれの部会で活動するのに要する経費は、部会で徴収するとしたほうが、すっきりするのかもしれませんが。たとえば全体構想の印刷費が足りない場合は、各構成団体から徴収するとしたほうが分かりやすいと思います。

相崎事務局長：活動経費の他に、実施計画を作るに当たって各地域部会が中核になって実施計画を作っていくことになっていくのではないかと思います。もう一つの考え方は、この表に5つの柱が記載されていますが、これに○をつけた各団体等が集まって、実施計画を作成していくということもあります。実施計画の作り方について検討をしてもらいたいと思います。

F：この協議会の対象範囲は大きいですし、実施する項目も多いので、当然、部会が発生する経緯がありました。この自然再生協議会は、自然再生推進法に基づいて協議をする場です。協議をする団体と実施する団体とが違っていても不思議ではありません。この表には、NPO 自然再生センターのみが載っていますが、表に自然再生センターの部会も記載して関与表をつくれればそれで済むと思います。

相崎事務局長：話しを元に戻しますが、今後の実施計画の作成についてですが、部会等で集まって計画するのか、各項目ごとに集まって計画するのかという、実施計画の作成方法です。そして実施計画は実際に事業を実施することを踏まえて計画されるものなので、今後は実施計画を作成した各地域部会等で実施できるとしたほうが、やりやすいのではないかなと思われれます。その辺をどうするのかということです。

議長：5つの柱の項目でそれぞれ実施計画を作るとすれば、各構成団体から会費を取って経費等に当てる。また地域性が高いので各部会が実施計画を作成し、全体の協議会で関連するところ調整する。その場合の実施計画をつくる経費は各部会で担当するということになるという割り切り方です。

W：協議会の部会は協議をして、調査をするのに必要な経費を担当する程度にしないと、どちらも事業主体になるということになると、再生センターの部会との関連が難しくなると思います。

相崎事務局長：ここで言う必要な経費は、部会が協議をしたり、活動をしたりする経費で、事業に要する費用をいっているわけではありません。

議長：自然再生協議会は本来は協議をする場であるとし、この協議にのせるための調査費用や経費は部会が担当するというのでいいのでしょうか。本来、協議会の実施計画書を作成するための費用は、協議会から出すのが普通でしょうが、そのときに全体から集めて必要な所へ当てるのも複雑になります。もともと協議会にはお金がありませんので、了解してもらうことは、部会等で実施計画を作成する場合には各部会等でそれに要する費用を担当してもらうことでもいいのかです。

F：それぞれの案件ごとに、経費等について考えるしかないと思います。

議長：その考えでよろしいですか。

相崎事務局長：その考えでいいと思います。実施計画は、ここにあがっている団体、組織がそれぞれ実施計画を作るとして、作り方ですが、5つの柱を中心に集まって実施計画をつくる会議を持つか、地域、地域ごとに集まって会議をもつかはについては、今日は時間がないので、今後検討してもらいたいと思います。

議長：まずは、部会の中で案を出してもらってきて、一つの柱のなかで、次のステップとして全体でだしてきたものを検討する、最初にゾーニングをしていくことか、その辺の考え方で、最初に口頭にだしていいのかが決まります。最初に分担を決めておくのか、いままでそれぞれやってきたものを集めて協議をするのかについては、今後議論をしていきたいと思います。次回の協議会で、全体構想を採択する際に協議をしますが、どういう問題があるのかについては、認識をしておいてください。

(以上)

第9回中海自然再生協議会議事録

日時 平成20年11月22日(土) 13:00~17:00

場所 鳥取県西部総合事務所 講堂

議事次第

13:00~13:45

中海の自然と仲良くするためのイラスト・ポスター・絵画についての投票による審査

14:00~15:00

中海自然再生全体構想について

15:00~16:20

規約改正、今後の進め方について

16:20~17:00

各種報告

「議事要約」

第9回協議会を2008年11月22日に鳥取県西部総合事務所で行なった(出席者名簿は別記)。高安会長から挨拶があり、予備投票により選ばれた中海の自然と仲良くするためのイラスト・ポスター・絵画展の展示について委員により休憩時に投票を行うことがアナウンスされ、続いて全体構想案についての討議を全体で行なった。その結果、いくつかの修正を加えた上で全員一致で全体構想を承認した。これを受けて、全体構想をすすめるために必要な規約の改正が諮られ、承認された。今後の進め方としては、全体構想の編集・出版は事務局の自然再生センターが行なうこと、年末をめどに完成させ、1000部を一般配布用とすることが提案・了承された。

今後の予定として1月31日に一般向けのシンポジウム・講演会を行い、これを最終の協議会とすること、その後は第二期の自然再生協議会の委員の選出などの活動を行なう計画が紹介された。イラスト・ポスター・絵画については投票で小学生、中学生、一般の部から優秀作品が選考され、今後、表彰を行なうことが報告された。

中海の自然と仲良くするためのイラスト・ポスター・絵画についての投票による審査

2008年11月15日に行なわれたNPO法人自然再生センターの環境省推進費による研究による講演会(安来市和鋼博物館)の際に応募作品95の展示会を行い、一般参加者を含めて小学生・中学生・一般の部において予備投票を行い、各10作品をあらかじめ選出。これらを会場に展示し、協議会参加者により、休憩時に投票を行った。その結果にもとづいて、各部から最優秀賞1名、優秀賞1名、よかったで賞2名、および小学生の部から特別賞1名を決定した。

中海自然再生全体構想について

議長から本日の協議会で全体構想について、できれば最終的なまとめを行えばとの発言を受けて、増田全体構想検討部会長代理から前回の協議会での討論およびその後の部会での検討を経た全体構想（案）について、おもに前回からの変更部分についての説明があり、討議を行なった。事務局からは自然再生協議会の役割分担および構成について専門機関、団体、関連団体、地方公共団体、国の行政機関および個人公募会員から回答のあった5つの課題についての分担（マーク付け）についての状況が報告（配布資料に記入）があり、これらを受けて討議を行なった。主な発言内容は以下のとおり。

- ・ 中海への流入河川数、中海の浚渫凹地の数字的なデータ等についての質問があり、出典や文献を吟味して参考文献を掲載するなどの対応をする。
- ・ 関与表については具体的な実施計画ができたときには実施者、協力者等について詳しい役割分担表を作ることになる。
- ・ 役割分担表については自然再生推進法の趣旨に基づいて地方公共団体の立場としては、民間の団体の活動との必要な協力を努めるという意味で○をつけている。今後は状況を見ながら考える。
- ・ 推進法の8、9条に関連して実施計画を造る場合の協議会と実施者の関係についての討論があり、議長から、計画を作成するのは実施者であって、協議会で議論をして承認すると考えてよいとの考え方のまとめがなされた。また、事務局からは実施計画がすべて自然再生事業として妥当かどうかは判断をしないといけないので、自然再生事業として認められないと協議会で判断するケースもあり得ると思っておいたほうが良いとの補足がなされた。また、議長からは、出された計画案を全体計画の趣旨にあっているか、我々が求めているような自然再生の道に乗っているかどうか、妥当性を協議して実施計画案を少し修正するということもありうる、それが協議ではないかとの補足がなされ、実施計画を作っていくための規範となる全体計画を作るのが今日の会議であり、その方向に議論を進めたいとのまとめがなされた。
- ・ 全体構想（案）の「8 中海の自然再生の基本的な考え方」の3）で、工事等をおこなうことを前提とせずとあるのは、「工事等を行うことのみを前提とせず」としたほうが適切である」との指摘があり、そのように修正することとした。

最後に議長から、出された意見にもとづく何カ所かの修正を行なうこととして、提案されている中海自然再生全体構想の承認が諮られ、全員の拍手で承認された。

規約改正と今後の進め方について

全体構想が認められたのを受けて、とくに今後提案される実施案を検討するための組織としての専門家会議の設置などを含む規約改正と今後の進め方についての討論が、事務局からの原案の説明をもとになされ、地域部会の問題などの討論があり、いくつかの修正のうえで承認された。

今後の進め方については事務局からの説明をもとに、採択された全体構想のパンフレットを自然再生センターが編集（役割分担表を完成させた上で）し、年末をめどに作成すること、一般配布用 1000 部は無償で配布することが提案・了承された。今後の予定については、来年 1 月 31 日に一般向けのシンポジウム・講演会を最終の協議会として現在の委員の任期を終了し、その後は来年 4 月からの第二期協議会に向けて、委員の公募等の準備を行うこと、第二期の第 1 回目は、4 月下旬から 5 月中旬に開催予定とすることが説明され、了解された。中海自然再生実施計画の進行は以下のような見通しが示された。

実施計画の募集開始（第 1 回協議会）

5 月末 一次締め切り

6 月末 二次締め切り

7 月末 三次締め切り

6 月～ 専門家会議による検討の開始

平成 22 年末 実施計画書 策定

各種報告

- ・ 西日本自然再生協議会の集まりが広島で開催され、飯梨川地域部会の武田 研氏と自然再生センター事務局の小倉加代子さんが参加、八幡湿原の現地見学および会議の内容について小倉さんからの報告があった。
- ・ イラスト・ポスター・絵画の審査（投票）結果が報告された。
- ・ 次回の協議会は 1 月 31 日、シンポジウムと講演会として行なう予定であることが報告された。

(以上)

第 10 回中海自然再生協議会議事録

日時 平成 21 年 1 月 31 日 (土) 13:30~17:00

場所 米子ふれあいの里 大ホール

「第 1 回中海自然再生フォーラム」として中海自然再生協議会が主催して、以下のプログラムで行なわれた。

- 13:30~14:30 基調講演「中海の自然再生をめざして一地域を元気にするために」
高安克己(中海自然再生協議会会長、島根大学副学長)
- 14:30~15:00 中海自然再生全体構想について 国井秀伸 (全体構想検討部会長、
島根大学汽水域研究センター教授、)
- 15:10~16:10 中海の自然再生へ向けた取り組み 中海水鳥交流基金 (山根一郎
事務局長)、中海再生プロジェクト (上田和泉事務局)、未来もりネ
ットワーク (奥森隆夫代表)、自然再生センター飯梨川流域部会 (木
村好勝部会長)、自然再生センター崎津部会 (渡部敏樹部会長)
- 16:10~16:50 総合討論 自然再生協議会の今後の進め方など

この催しは「中海自然再生全体構想」が昨年 11 月に中海自然再生協議会において採択され中海の自然再生に向けた基本方針が定められたことから、今後の実施計画の作成が始まることになり、それに向けて広く一般の方々にも呼びかけて中海自然再生全体構想の紹介と、これからの中海の自然再生に向けた取り組みを語り合う会として計画された。基調講演では高安克己会長から世界の水問題についての最近の情勢と日本の役割、また、山陰地域が日本の水問題では中心的な存在になりうること、その中で中海の果たす役割が大きいことなどが紹介された。全体構想については完成したパンフレットが配布され、完成までの経緯をふくめて国井秀伸全体構想部会長から報告、その後、中海で活動している機関・団体から 5 つの報告 (中海水鳥交流基金、中海再生プロジェクト、未来もりネットワーク、自然再生センター飯梨川流域部会、自然再生センター崎津部会) があり、その後、中海自然再生協議会の今後の進め方などについての討論が行なわれた。最後に協議会はこれで第一期の役割を終了し、第二期 (2009 年 4 月から 2 年間) の委員の公募が 3 月末日の期限で始まり、行政機関の広報誌および自然再生協議会、NPO 法人自然再生センターのホームページにも掲載されることが紹介され、委員への積極的な応募の呼びかけがなされた。(終了後、米子のル・ポルトで懇親会が開催された。)